

長野県第二種特定鳥獣管理計画 (第3期イノシシ管理)

計画期間 平成30年4月～平成35年3月

(2018年4月～2023年3月)

長 野 県

目 次

1	計画策定の目的	1
2	計画策定の背景と経過	1
3	計画の対象鳥獣	2
4	計画の期間	3
5	計画の対象地域	3
	(1)対象地域	3
	(2)地域個体群	3
6	特定鳥獣の現状	3
	(1)生息状況	3
	(2)被害の発生状況	4
	(3)捕獲の現状	5
7	第2期(前期)計画の実施状況に対する評価と対応	6
	(1)保護管理体制	6
	(2)生息環境対策	6
	(3)被害防除対策	6
	(4)捕獲対策	7
8	計画の目標	7
	(1)基本目標	7
	(2)管理の体系	7
9	目標を達成するための具体的な取り組み	8
	(1)基本方針	8
	(2)保護管理の実施方法等	9
	(3)新たな技術	13
	(4)普及啓発	13
10	モニタリング等の調査研究	13
	(1)生息状況を把握するためのモニタリング	13
	(2)管理の効果を把握するためのモニタリング	14
11	計画の実施体制	14
	(1)行政の役割	14
	(2)行政以外の役割	16

資 料 編	18
1 長野県内のイノシシの生息状況	20
(1) 分布状況及び推移	20
(2) 第2期（前期）計画時との分布の比較	22
2 隣接県におけるイノシシの生息状況	24
3 長野県内のイノシシによる被害状況の変化等	25
(1) 被害分布の変化	25
(2) 大規模な猪垣の分布跡	26
4 農林業被害額の状況	27
5 対策の効果と課題	32
(1) 被害対策方法ごとの効果と課題	32
(2) 防除対策の状況	33
(3) 捕獲対策の状況	36
6 被害情報マップの作成	37
7 計画策定に使用した調査資料の概要	38
(参考資料) アンケート調査票	40
捕獲・目撃記録様式等	41

1 計画策定の目的

長野県第二種特定鳥獣管理計画(第3期イノシシ管理)(以下「計画」という。)の目的は、科学的・計画的な保護管理により、イノシシと人との緊張感ある「すみ分け」の実現を図り「農林業被害の軽減」及び「イノシシの地域個体群の長期的にわたる安定的維持」を目指す。

また、人身被害発生のある場合には、これの回避を図ることとする。

2 計画策定の背景と経過

イノシシは、現在では県下のほとんどの地域に生息しており、多くの地域で農林業被害を引き起こしている(図1及び資料編P25図6参照)。

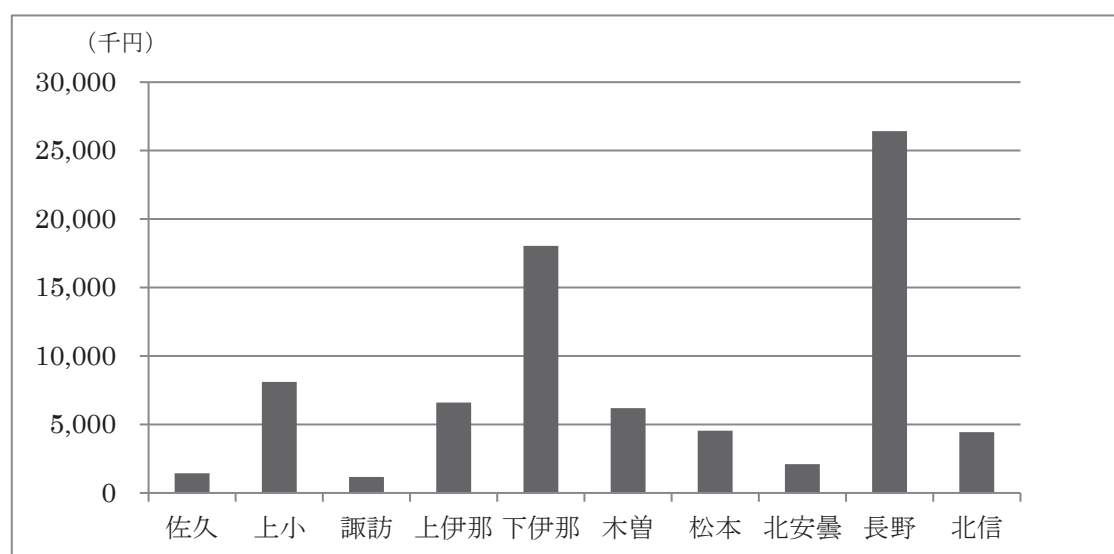


図1 平成28年度地域別農林業被害額(単位:千円)

イノシシは最近まで北部の雪深い地域では見られなかったことから、近年の暖冬寡雪傾向に伴い分布を拡大していると思われていたが、実際には北部にもかつては生息しており、それらが一度絶滅後、再び回復している状況であると考えられている。

40年前に分布のなかった北部地域も含め、県下各地に猪垣の遺構が分布している他、善光寺平周辺においては、江戸時代中期に被害や被害対策に関わる記録が残っている。

地域絶滅の原因としては、農地拡大に伴う農耕利用による里山の疎林化や草地化、行動の鈍る多雪地での高い捕獲圧によるものと考えられている。

これらイノシシによる農林業被害は平成に入り顕在化して以降増加の一途で、平成19年度(2007年)には1億7千万円にまで増加した(図2)。

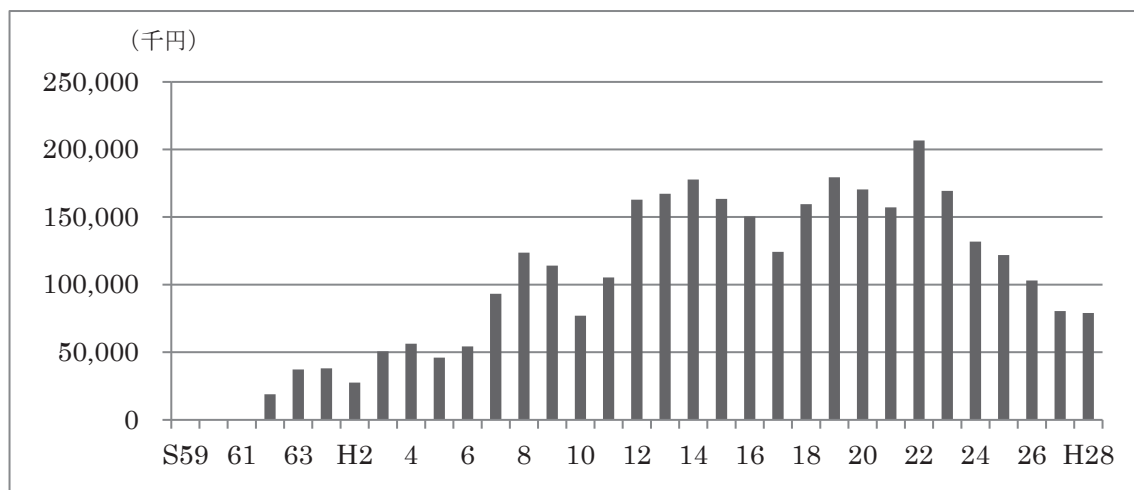


図2 農林業被害額の推移（単位：千円）

このため、長野県では、平成21年度（2009年度）にアンケート調査を中心に生息実態調査を行い、その生息分布、生息環境などを把握し、「イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持」、「イノシシによる農林業被害の軽減」を図ることを目的として、平成21年（2009年）10月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく第1期計画を策定し、それと並行し、侵入防止柵の設置等の防除対策、年間6千頭を越える捕獲対策及び収穫残渣等の適切な処理や緩衝帯整備などの生息環境対策も実施してきた。

その後、モニタリング等による評価を継続しつつ、イノシシによる被害の低減を図るための対策を推進するため、平成25年度に生息実態調査を行い、平成26年（2014年）4月を始期とする第2期計画を策定した。

現在では農林業被害額は平成22年度（2010年度）のピーク時の約4割となっており、計画に基づく対策の効果が上がっていると思われるものの、依然として新たな被害の発生がある状況であることから引き続き取組が必要となっている。

とりわけ、地形の複雑な本県においては、集落と野生動物の生息域との境界が明確にできない地域も多く、また、地域の活力そのものの低下により思うように対策が取れない地域も出ている。併せて都市部への出没が増えている等の問題もあり、今後より広範な対策の検討のため、情報の集約等が必要となってきた。

このため、平成29年度（2017年度）以降についても、モニタリング等による評価を行いつつ、イノシシによる被害の低減を図るため、平成28年度（2016年度）の生息実態調査に基づき、平成30年（2018年）4月を始期とする第3期計画を策定する。

3 計画の対象鳥獣

イノシシ(*Sus scrofa*)

なお、飼育されたものが逃亡または遺棄され野生化したブタ (*Sus scrofa* var. *domesticus*) 及びイノシシとブタが交雑したイノブタ (野生化したものに限る) についても、本計画により対応する。

4 計画の期間

平成 30 年 (2018 年) 4 月 1 日から平成 35 年 (2023 年) 3 月 31 日まで。
ただし、第 12 次鳥獣保護管理事業計画に基づく期間は 4 年間とする。

また、計画期間内であっても、イノシシの生息状況等に大きな変動があり、見直しの必要が生じた場合には計画の改定等を行うことができるものとする。

5 計画の対象地域

(1) 対象地域

長野県下全域

(2) 地域個体群

現時点でイノシシ分布が全県にわたっていること、また、分布や生息状況に明確な境界がないことから、保護管理は県下全域一括とする。

6 特定鳥獣の現状

(1) 生息状況

平成 28 年度の県下の生息状況調査結果によると、分布はほぼ県全域に及んでいることが明らかとなった。(図 3)

なお、平成 27 年には北アルプスの稜線でも確認されている。

また、イノシシは過去からの高い捕獲圧により、人間の気配を避けて夜間に行動するようになっていたが、近年では昼間に行動するケースも確認されており、昼間に人里で目撃される事例も出てきている。

これは、中山間地域の農地周辺が耕作放棄等で藪になってしまったこと、農地や人里に人影が少なくなってしまったこと等により、警戒心が薄い個体が増加していることが考えられる。

このことは、高栄養である農作物の採食による繁殖力の増加、さらには分布域の拡大、被害の増加につながっていると考えられる。

なお、現時点で、個体数推定については学術的に調査方法が確立されていない状況であるが、捕獲数、生息実態調査結果等からは生息頭数が減少しているとは考えにくい。

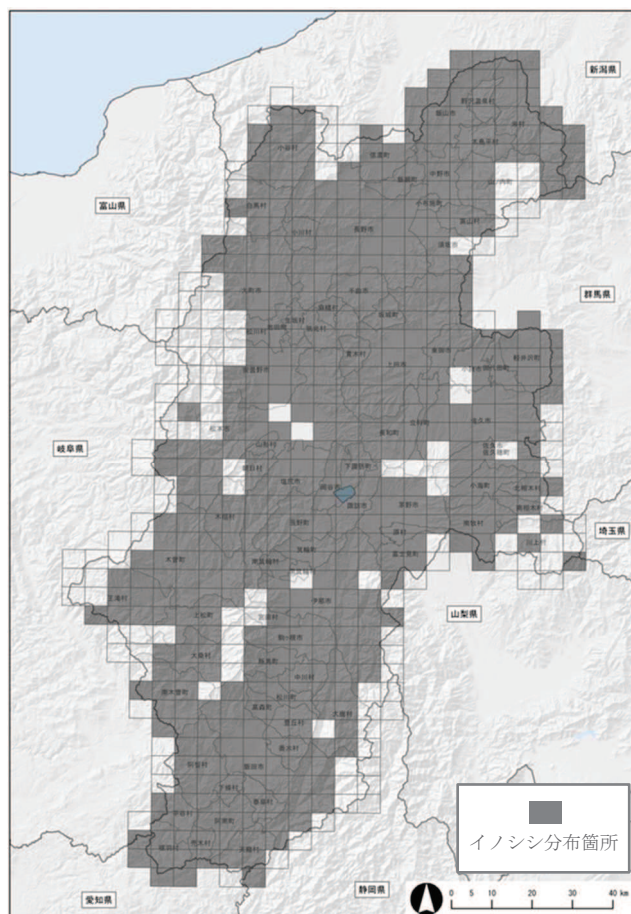


図3 平成28年度イノシシの生息状況分布図

(2)被害の発生状況

昭和40年代のイノシシ被害は里山で生産される林産物(キノコ、タケノコ等)が主であったが、現状ではその9割以上が農作物である。

なお、農林業被害額は近年は減少傾向にあり平成28年度は約8千万円となっている(図4)。

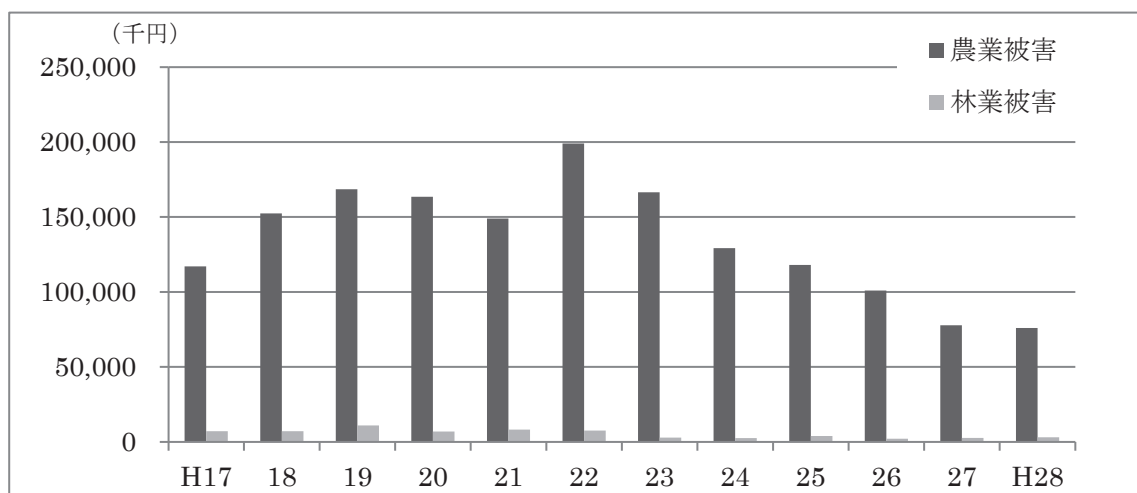


図4 近年のイノシシによる被害額の推移(単位:千円)

イノシシによる農業被害額の内訳は、平成 28 年度で水稻が 35%、果樹 20%、野菜とイモ類が 35%前後となっており、食害だけでなく踏み荒し、掘り起こし等による被害も発生している。

地域別の被害状況は、被害額、被害量ともに、多い順に長野、下伊那、であり、果樹被害が発生している地域で被害額が多い傾向がある。

なお、農林業被害額については長野県が行っている「農林業被害額調査」の集計を基としているが、見かけの被害額減少（耕作放棄地の増加等により被害として報告されない金額）を含む可能性もある。

また、北アルプスの高山帯でも高山植物の掘り起こし被害が確認されている。

人身被害は平成 17 年度まで 7 名であったが、その後は平成 23 年度まで被害者はない状況であり、これら被害はほとんどが山際における発生であった。

しかし、平成 24 年度に 1 名、25 年度に 6 名、26 年度に 2 名、28 年度に 3 名、平成 29 年度に 2 名が被害を受けている（うち住宅地等の被害 10 名）など、近年は住宅地等における被害も発生しており、加害個体は河川沿いの藪の中を移動しているうちに迷い込んだとみられる場合が多い。

（3）捕獲の現状

平成に入り捕獲数が増加し、平成 22 年度の捕獲数は過去最多の 10,370 頭となった。

その後は平成 25 年 6,086 頭、平成 26 年 7,219 頭、平成 27 年 5,375 頭、平成 28 年 6,380 頭となっており、5,000 頭以上で推移している。

また、平成 10 年頃より有害駆除捕獲頭数が増加し、平成 18 年度以降は有害駆除による捕獲が狩猟による捕獲を上回っている。

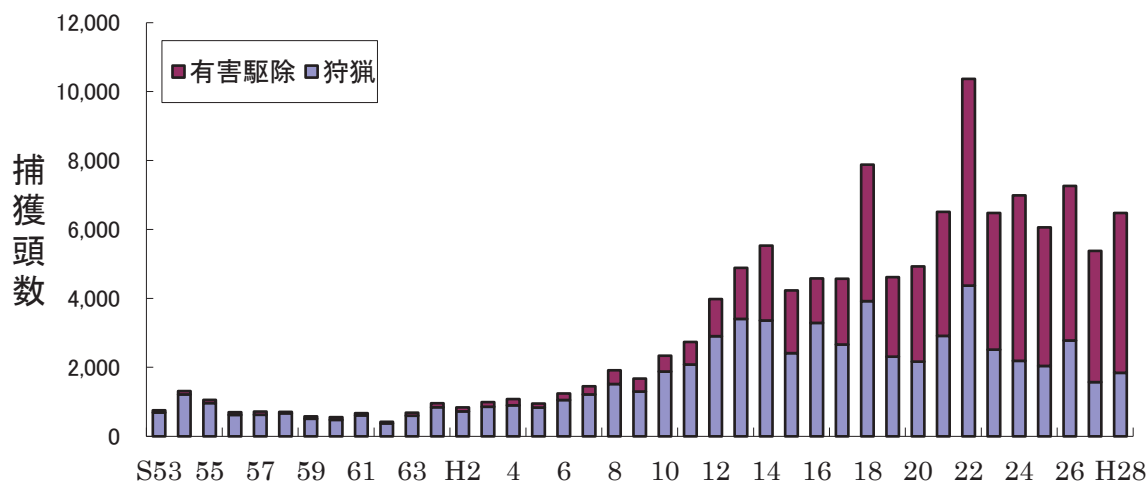


図5 イノシシの捕獲頭数の推移（単位：頭）

7 第2期（前期）計画の実施状況に対する評価と対応

第2期（前期）計画では、農林業被害を減少させるため、複数の防除技術を組み合わせた総合的な対策を集落ぐるみで講ずることを目標として実施してきた。

（1）保護管理体制

地域、集落の特性に応じた総合的な被害対策を行うため、集落における加害形態、生息状況、対策等を表示した図面（以下、被害情報マップ）を各地域の県現地機関職員（地域振興局林務課、農政課、農業改良普及センターの職員を中心に、保健福祉事務所、警察等の職員についても地域の実情に合わせて構成員とする。）で構成される野生鳥獣被害対策チーム（以下「対策チーム」という）が市町村と共に作成し、情報の整理、共有を図った上で、「生息環境対策」、「被害防除対策」、「捕獲対策」を集落ぐるみで総合的に実施してきた。

しかし、地域によっては、被害情報マップの作成が進んでいない等により、集落ぐるみの総合的な対策の実施まで至っていない状況もみられることから、第3期計画においては対策チームの活動の活性化に特に重点を置いた体制とする必要がある。

（2）生息環境対策

イノシシを人里に寄せ付けないための緩衝帯整備を被害防除と併せて進めるとともに、農地における残置野菜や廃棄果実はイノシシを誘引する原因となることから適切に処理するよう対策チーム、市町村により農業者等への指導を行ってきた。

しかしながら、緩衝帯整備が実施されてはいるものの、実施が一部の地域に限定されていたり、整備後の維持管理が行われず元の状態に戻ったりする地域も多い。

残置野菜等についても依然適切な処理が徹底されていない地域が存在するなど、誘引原因が払拭されていない。

このため、事後管理が必要な対策の役割分担の明確化を図るとともに、残置野菜等の除去へ向けて、一層の周知を図る必要がある。

（3）被害防除対策

従前より侵入防止柵による対策を推進してきたが、特に平成21年度からは、「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「特別措置法」という）」に基づく、国庫補助施策を積極的に活用したことにより、県下各地市町村において、主にイノシシ・ニホンジカ対策を目的に侵入防止柵の整備が進んだ。

平成 27 年度現在で補助施策による侵入防止柵の総延長は 1,824 k mに及んでいる。(資料編 P34 表 5 参照)

侵入防止柵の設置延長の伸びに併せるように全県の農林業被害金額は減少してきている。

しかし、整備が完了した地区においても、道路、河川を横切らざるを得ない部分からの侵入があるため、それらに対する対策が必要である。

また、侵入防止柵については破損個所からの侵入による被害の発生も見られることから、整備後の維持管理も適切に行っていく必要がある。

(4) 捕獲対策

イノシシは繁殖力が非常に高いため、捕獲だけで被害を軽減させることは困難であることから、広域的な対策の効果を高めるために加害個体を捕獲できる可能性の高い被害地周辺での捕獲に重点を置いてきた。

また、狩猟による捕獲強化対策として狩猟期間の延長(平成 21 年度から実施)、くくり罠の径の規制解除を行っている。

さらに、平成 23 年度から集落ぐるみの対策の取組が始まり、県下各地の集落において、集落周辺における捕獲作業に農業者が参加する「集落等捕獲隊」が編成されている。

しかし、引き続き狩猟者人口の減少と高齢化が進んでおり、さらなる担い手の確保と捕獲体制の維持等が必要である。

8 計画の目標

(1) 基本目標

科学的・計画的な管理によりイノシシと人との緊張感ある「すみ分け」を図り、「イノシシの個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図る」ことを目標とし、「生息環境の整備」、「被害防除対策」、「捕獲対策」を集落ぐるみで総合的に進めることとする。

イノシシ対策の効果を高めるため、生態に即した効果的な被害防除とイノシシを人里に寄せ付けないための生息環境の整備に併せ、加害個体を捕獲できる可能性の高い被害地周辺での捕獲とを総合的に組み合わせることとする。

(2) 管理の体系

- ・ 生息環境整備、被害防除に重点を置き、捕獲対策も含め総合的に各対策を実行しながら、生息状況や被害状況、捕獲状況等のモニタリングを行い、対策を見直していく(図 6)。

なお、個体群の急激な変化が予測される場合には、捕獲管理対策等の見直しを検討する。

- ・ 各対策の実行にあたっては、各地域の現地機関職員で構成される対策チームが市町村、集落等を支援し、適正かつ効果的なものとなるよう努める。
- ・ 計画の見直しには、学識経験者・狩猟団体・農林業者・自然保護団体等からなる「特定鳥獣等保護管理検討委員会」の評価・提言を受けるとともに、適切な情報公開により、関係者との情報の共有及び合意形成を図る。
- ・ イノシシの生息分布は県外に連続することから、関係する近隣県と連携しながら施策を進める。

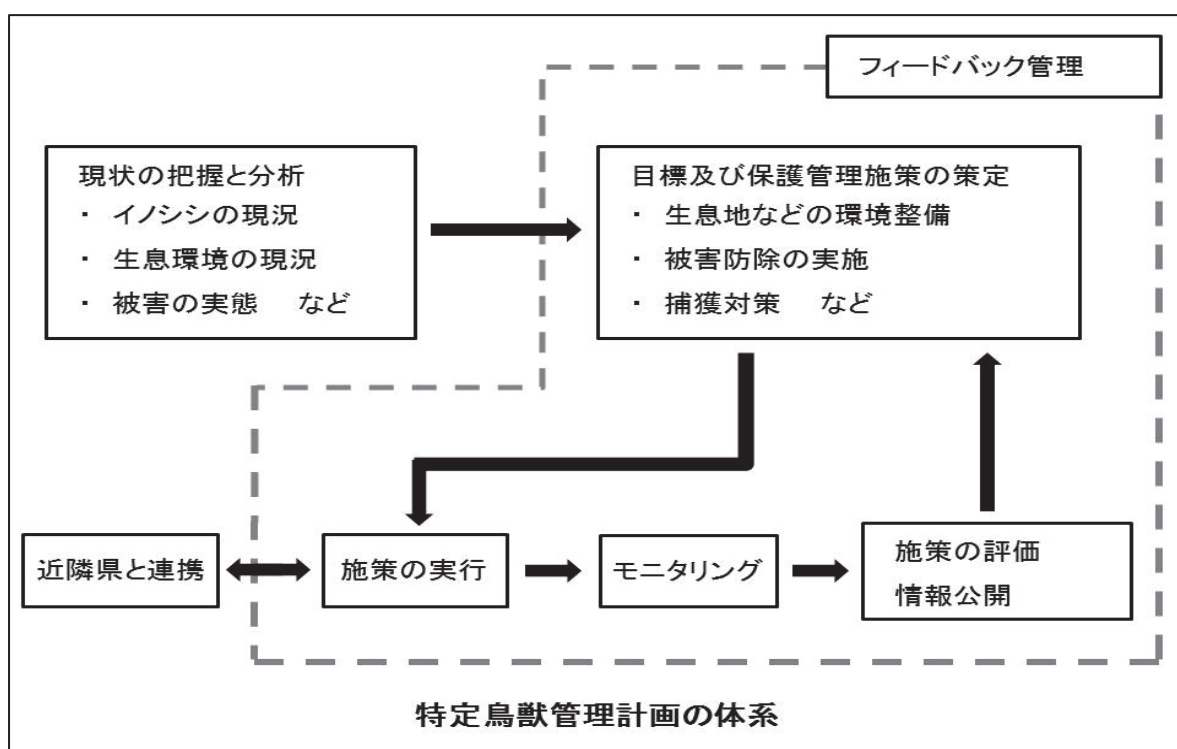


図6 長野県第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の体系

9 目標を達成するための具体的な取り組み

（1）基本方針

第2期（前期）計画と同様、集落が共通認識の下に一体となって「生息環境の整備」、「被害防除対策」、「捕獲対策」を組み合わせた総合的な被害防除対策を進める。

一般に捕獲対応への要望が多いが捕獲のみで被害を減少させることは困難である。

対策の順位としては、生息環境の整備、被害防除対策、捕獲対策の順であることに留意することとする。

なお、各対策の実施にあたっては、対策チームを活性化（定期的な打合せの実施、被害対策に関する意識の統一等による構成員間の連携強化）

することで、より一層の関係者間の共通の認識の醸成を図るものとする。

なお、対策にあたっては、イノシシの加害形態、出没状況、対策等を表示した地図(以下、「被害情報マップ」という)を作成、被害の情報、防除の現状を目に見える形で一元的に検証しながら関係者間の合意形成を図り、対策の計画、実施、見直しを行うこととする。

※被害情報マップの作成と活用

- 1 市町村及び各地域振興局内に設置された対策チームは、集落の特性に応じた総合的・計画的な管理(被害防止対策)を行うため、集落住民とそれぞれの集落における加害形態、生息状況、対策等を把握し、被害情報マップを作成し、対策立案の資料として活用する。
- 2 市町村、対策チームは、1の内容を踏まえ対策実施を支援する。
- 3 市町村は各集落の被害情報マップを市町村図等を用いて集約し、管内の状況、出没動向を把握する。
- 4 対策チームは、管内各市町村の被害情報マップを、地域振興局管内図等を用いて集約し、広域的な状況、出没動向を把握する。
- 5 地域振興局管内を単位とした地方保護管理対策協議会(以下「対策協議会」という。)は、各市町村等から得られた情報、対策チームが集約した情報を整理、集約し、効果的な被害対策について検討を行い、市町村界をまたぐ対策や協力体制などの広域調整を行う。
- 6 出没情報があったときなどに、当該マップを人身被害防止対策の基礎資料としても活用する。
- 7 作成段階においては、地域住民及び対策チーム等、被害対策に関わる関係者間でマップ作成の意味や活用方法などについて共通した認識を持つことができるよう、集落住民や捕獲に従事する地域の猟友会員等への説明等を十分に行う。

(2)保護管理の実施方法等

生息環境の整備、被害防除、捕獲等は地域の実情に合わせて下記により実施する。

ア 出没防止のための生息環境の整備

イノシシを人里に寄せ付けないための生息環境の整備は、緩衝帯整備を基本として行う。

緩衝帯整備は、人里や農地と森林地域との間を明確にし、イノシシを人里や農地まで出没させづらくするための作業であり、人里や農地周辺

の藪の刈払いや森林の除間伐・枝払いにより行う。

緩衝帯整備の実施にあたっては、被害情報マップを活用し、山際のみでなく侵入の移動経路となりうる河川敷の森林や大規模道路や鉄路沿いの藪等についても整備を推進する。

また、集落周辺の放置された竹林はイノシシの生息数増加の原因となることから、利用の状況等を勘案しつつ必要であれば除去する等の整備を推進する。

河川敷・道路敷等の整備は地域だけの対応では難しいことから、対策チームは建設事務所等の関係機関と連携し、対策を実施する。

また、緩衝帯整備は、侵入防止柵等の設置と併せて実施することにより継続的な効果が期待できること、更には侵入防止柵等の見回り補修等がし易くなることや見通しがよくなることにより銃猟が安全かつ効率的に実施できるようになること等から、イノシシの管理の基盤整備と位置づけて推進することとする。

その他、野菜や果実の取り残しや廃棄果実や生ごみの放置は、餌付けと同様に人慣れを促進させ農林業被害や人身被害の誘因となることから、全数の収穫または埋設など適切な処理を徹底する。

イ 効果的な被害防除の実施

農業被害の防除は侵入防止柵の設置を基本とし、被害情報マップを活用し集落の被害状況や防除の現状を把握したうえで適正な維持管理を前提に実施することとし、現場状況に応じた柵の種類を選択する。(資料編 P33 表 4 参照)

なお、計画、実施にあたっては対策チームが計画段階から関与するとともに、必要に応じて県の研究機関、学識経験者等で構成される「野生鳥獣被害対策支援チーム（以下「支援チーム」という）」等の専門家の指導を受け、より効果的な柵の設置になるよう努めるものとする。

また、農業基盤整備等にあたっては、集落の地形等を考慮し、「守り易い」農地や作付けの配置についても検討する。

ウ 加害個体の捕獲及び狩猟の推進

イノシシは野外では1回に平均4.5頭を出産し、通常1年に1回（春と秋に2回出産することもある。）出産する高い繁殖力を持ち、減少させるためにはその生息数の半分以上を獲り続けなければならないといわれている。

一方、近年の狩猟者の減少及び高齢化は著しく、ニホンジカ等に対しても相当な捕獲圧をかけなければならない現状の中で、イノシシに対してそれだけの捕獲圧を加え続けることは非常に困難である。

また、ニホンジカ同様に被害の程度と生息密度が比例する動物ではあるが、ニホンジカとは異なり生態系に甚大な影響を与えることはないため、人里や農地に対する対策を優先する。

但し、高山帯でも目撃されていることから、今後影響を注視する必要がある。

そのため、捕獲はあくまでも被害対策の一つの方法として位置づけ、加害個体を確実に捕獲するため、被害地周辺で被害の発生後速やかに行うこととする。

これは、無計画な捕獲によりイノシシを追い散らして分布を拡大させることの防止にもつながる。

なお、個体数の増加を抑えるためには、自然死率が50%程度と高い幼獣ではなく、繁殖可能な成獣の捕獲を進めることとし、成獣が捕獲されやすいわなの仕掛け方を推進する。

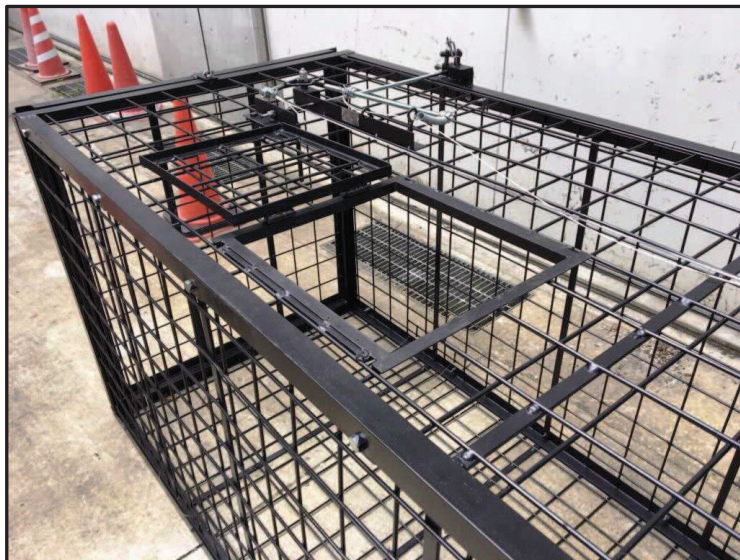
捕獲の効率を高めるためにも、わなの設置は侵入防止柵の設置と並行して行うものとする。

錯誤捕獲が発生した場合は直ちに放獣を行うものとする。

なお、箱わなを使用する場合は被害作物を餌として使用しないことや適正な位置に配置するなど、イノシシを農地へ誘引することがないようにする。

また、箱わなは、ツキノワグマやニホンザルが錯誤捕獲された場合にも逃げられるよう、天井部分には直径30cm程度の穴を開けた構造とする。

【参考写真：錯誤捕獲時の脱出口】



※脱出口付き箱わなについては、一部でツキノワグマやニホンザルのトラップハッピー（餌のみを食べて脱出できることを学習すること）の恐れも指摘されていることから、他県等の情報の収集に努めることとする。

また、銃猟はイノシシの人に対する警戒心を与える効果もあることから併せて推進することとし、捕獲者の減少及び高齢化が著しい現状を踏まえ、捕獲者の確保についても進める。

なお、捕獲対策は狩猟者のみに頼るのではなく、第2期（前期）計画に引き続き地域の農家や住民の協力のもと、集落ぐるみの対策とともに実施する。

その他、イノシシの人や人里に対する警戒心を持続させ緊張感あるすみ分けを実現するために、以下の推進策を講じる。

1 狩猟期間の延長

2 「くくりわな」の径の規制の解除

＊ それぞれの措置の実施にあたっては、長野県第二種特定鳥獣管理計画(第4期ニホンジカ管理)と整合を図る。

＊ 「くくりわな」の規制解除の期間は、当該規制措置の大きな理由がツキノワグマの錯誤捕獲防止であったことに配慮し、ツキノワグマの冬ごもり時期から狩猟期間終了の日までとする。なお、規制解除の開始時期については、専門家等の意見を聞きながら狩猟期前に定めることとし、必要に応じ見直す。

エ 餌やりの禁止

野生動物への餌やりや餌付けは人慣れを促進させ、農林業被害や人身被害の誘因となるとともに、本来の野生を失わせてしまい生態系の攪乱につながることから、観光客も含めた一般市民に対して餌やりの禁止について啓発を行う。

なお、生ゴミや廃果の放置なども無意識の餌付けであり、同様に地域住民等に対する啓発を行う。

オ 放獣等の禁止

県内ではイノシシ等の放獣行為（狩猟資源確保等を目的として、生息数の少ない地域への個体の放獣や飼養個体の放獣等）が行われている情報はないが、こうした行為は、野生のイノシシ本来の遺伝的特性を失わせるばかりでなく、人獣共通感染症が蔓延する危険性を伴うことから、絶対に行わないこととする。

カ 森林の整備

森林については、広葉樹林の保全や針葉樹林の針広混交林への誘導、間伐実施による下層植生の回復などイノシシの生息地となりうる多様な森林の保全及び整備を推進する。

(3) 新たな技術

県は、ICT を活用した効果的な被害対策や新たな猟法及び錯誤捕獲の少ないわなの改良等について、国及び他県の研究機関とも連携し、情報収集を行うとともに必要に応じて現地での実証を行う。

(4) 普及啓発

地域住民が主体となった適切で効果的な防除対策が行われるよう、県や市町村が連携して普及啓発に努めることとする。

ア 地域住民等への普及

集落が主体となり、9の(1)に掲げる総合的な被害防除対策を推進するため、必要とする集落等に対し、市町村及び対策チームによる集落点検や学習会等の支援を行う。

- ・イノシシの習性等の学習
- ・総合的な被害防除対策の説明等

イ 観光客等への普及啓発

緊張ある「すみ分け」を進めるため、観光客や別荘住民等を対象に餌やりの禁止などの普及啓発に努める。

10 モニタリング等の調査研究

科学的・計画的な管理を進めるため、県と市町村は協力してモニタリングを行うこととし、その結果を評価し効果的な被害対策等に活用するほか、必要に応じて計画等の見直しの検討に活用する。

(1) 生息状況を把握するための事項

項 目	細 目	調査 頻度	内 容	対象 地域
個体群の 増減の指標	生息状況に係る アンケート調査	長期	計画の見直し時に行う生息状況調査に係るアンケート。 イノシシ確認の情報、被害の有無 等	全県
捕獲作業から の情報収集	狩猟・有害捕獲	短期	狩猟による捕獲者からの情報収集 捕獲年月日、捕獲場所、捕獲頭数、猟具、 出猟日誌（目撃率・捕獲効率）、その他必要事項	

調査頻度 短期…原則として毎年実施するモニタリング

長期…捕獲スケジュール見直し、計画の見直しの際、実施するモニタリング

(2) 管理の効果を把握するための事項

項 目	細 目	調査 頻度	内 容	対象 地域
農林業被害 状況の把握	林業被害	短期	林野庁「森林被害報告について（平成 11 年 2 月 26 日付け 10 林野管第 25 号最終改定）」等に基づく調査資料を整理 被害市町村、被害面積及び金額、被害樹種等	全県
	農業被害	短期	農林水産省「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領（最終改正：平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1842 号）」等に基づく調査資料を整理 被害市町村、被害面積及び金額、被害農作物種等	

調査頻度 短期…原則として毎年実施するモニタリング

11 計画の実施体制

効果的な管理施策を実施するため、県、市町村、農林業団体、集落の住民等の関係者が協力し取り組む。

特に被害対策においては、一組織や一個人のみによるのではなく、各組織や集落住民が施策に積極的に参画し実施できるように配慮する。

なお、計画を実行するにあたりそれぞれの機関の役割を次のとおりとする。

(1) 行政の役割

ア 県庁(野生鳥獣被害対策本部)の役割

計画の策定、計画に基づく各種施策の実行・モニタリング・施策の評価・計画の見直しを行うとともに、関係部局内の連携が円滑に進むよう情報の共有を図る。

また、市町村、対策チームに対する研修を企画し、支援チームとともに実施する。

なお、初任者向け以外の研修においては、必要に応じ各地域が持つ課題に関する意見交換を行う場等を設ける。

イ 野生鳥獣被害対策支援チーム（支援チーム）の役割

県庁とともに市町村、対策チームに対する研修を実施する。

また、県庁、県現地機関に対し、専門的立場から助言、協力を行うとともに、現地からの要請に応じて集落等の現地調査等も行う。

ウ 県現地機関(対策チーム)の役割

地域振興局単位に設置されている「地方保護管理対策協議会」を開催するなど地域的な管理を円滑に実施できるようにするため、次の事項を実

施する。

(ア)市町村及び集落に対し、被害情報マップ作成等の段階で、防除技術や国、県、市町村の活用可能な補助制度など具体的な被害対策等に関する助言、支援及び情報提供等を積極的に行う。

集落住民等も被害情報マップ作成の意義、活用方法等を十分に理解することにより、地域のイノシシ管理の方針について共通した認識を持った上で対策が実施できるようにする。

(イ)総合的な対策実施に向け、市町村、集落、農業者等に助言、支援を行う。

被害情報マップ等を管内図等を用いて集約し、管内の被害・出没情報を把握する。

(ウ)対策により被害が大幅に減少した集落、対策を実施したにもかかわらず被害が増加した集落については、被害情報マップからその原因等を分析し、今後の被害対策に活用できるよう分析、考察を行う。

(エ)必要に応じ、専門的な被害防除のための助言あるいは実地指導に際し、専門家(支援チーム等)を活用する。

(オ)作成した被害情報マップ等の情報を、集落等に対してフィードバックする。

エ 地方保護管理対策協議会の役割

市町村ごとの情報、状況を整理し、効果的な対策がとれるよう関係者間の連絡調整を図る。

(ア)市町村レベルで作成した被害情報マップ等を使い、被害状況、出没状況等を把握することにより、市町村をまたぐ対策にあたっての広域調整を行う。

(イ)対策チームが集約した管内の被害・出没情報を広域的な対策に活用する。

オ 市町村の役割

(ア)適切な被害対策・居住区域への出没対策を行うために対策チーム、集落等と連携し被害情報マップの作成を行う。

(イ)集落等における侵入防止柵等設置の合意形成に向け調整を行う。

(ウ)集落ぐるみの捕獲体制づくりに努める。

(エ)地域のイノシシ管理の方針について地区猟友会員と調整を行い、地域の被害防止に係る方針について、統一した認識の元で捕獲が行われるようにする。

(2)行政以外の役割

ア 被害集落

(ア)対策チーム、市町村と共同で被害情報マップ等を作成する。

(イ)対策チーム、市町村と共同で集落ぐるみの被害対策を実施する。
対策の実施にあたってはイノシシの生態等を理解し適正に行う。

(ウ)(イ)の実施のため、地元農業者等の合意形成に努める。

イ 農業者等

対策チーム等、行政の支援を有効に活用するとともに、集落と連携し自己防衛的な被害防除を中心に行う。

(ア)農地に侵入しにくい環境をつくり出すために、農地周辺の藪の刈払いなど環境整備を行う。

(イ)農地への物理的な侵入を防ぐために簡易柵等の設置を行う。

(ウ)野菜や果実の取り残しをなくすとともに、残置野菜等を埋設するなど適切な処理をする。

ウ 猟友会

(ア)捕獲対策について県、市町村の要請に基づき必要な措置を講じる。

(イ)許可捕獲の実施にあたっては、対策チーム、市町村、集落と連携し、地域の方針に沿った捕獲となるよう努める。

(ウ)狩猟においては、出猟カレンダーの提出に協力する。

(エ)野生鳥獣の捕獲技能者、有識者として、必要に応じ行政、関係団体、住民等に対し助言を行うとともに、狩猟を通して人とイノシシとの緊

張関係の維持・再構築を行う。

エ 大学、NPO等

県、市町村との情報交換等によりイノシシの管理に向けた普及啓発に努めるとともに、専門性を活かし県、市町村、対策チームに協力する。

オ 県民

計画内容を理解し、人とイノシシの緊張感あるすみ分けの実現に協力する。

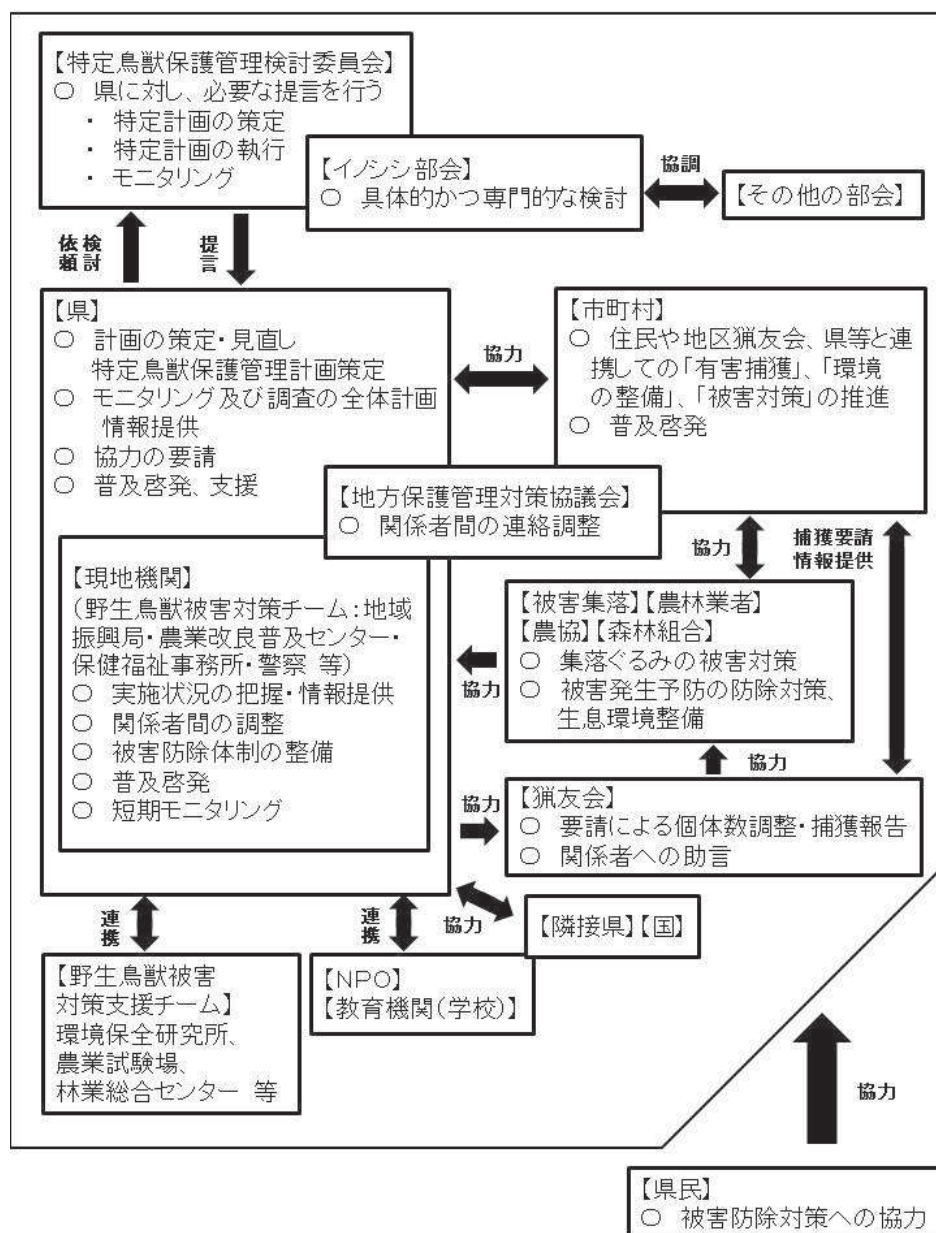


図7 第2種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の実施体制

資 料 編

イノシシと人間の関わり（概要）

イノシシ（*Sus scrofa* Linnaeus, 1758）以下「イノシシ」という。）は、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、里山の二次林、低山帯と隣接する水田、農耕地、平野部に生息する。

雑食性で、地表から地中にかけての各種の植物と動物を掘り起こして採食する。

反芻胃は持たない。

出産期は春から秋で通常1年に1回出産するが、春と秋に2回出産することもある。

妊娠期間は約120日、多仔出産で、産仔数は環境（栄養条件）によって異なるが、野外での平均はニホンイノシシでは4.5頭である。

ユーラシア大陸に広く自然分布しており、古くから重要な食料として狩猟対象とされてきた。

古くから家畜化が進み、ブタ（*Sus scrofa* var. *domesticus*：イノシシが家畜化されたもの、種としては同一）として、人間の移動とともにアメリカ大陸、オーストラリア大陸、その他島嶼地域にも移入され野生化している。

国内においても、古くから重要な狩猟資源として利用され、縄文時代の貝塚や遺跡から骨が発掘される。

一方、基本的には里地里山の動物であることから、農業にとっては最大の加害獣の一つであり、江戸時代の中期には、大小の猪垣（猪土手）の構築、見張りや威鉄砲による追払いなどの様々な対策が講じられ、各地に遺構として残されている。

そのため、大きな捕獲圧のかかった種でもあり、江戸末期には平野部と隣接する丘陵地帯から姿を消し、明治から大正にかけて、東北地方の太平洋側では分布域がほとんど消滅した。

しかしその分布域も昭和中期から拡大傾向に転じ、現在もその傾向が続いており、平成に入ってから被害量も急増し、全国の平成27年の農業被害額は約51億円となっており、ニホンジカに次いで大きな被害となっている。

1 長野県内のイノシシの生息状況

(1) 分布状況及び分布の推移

本県のイノシシは、2000 年以前の時点では中南信地域を中心に分布していたが、2000 年以降は分布を北東部に拡大し、現在では、ほぼ県下全域に分布している。（図 1）

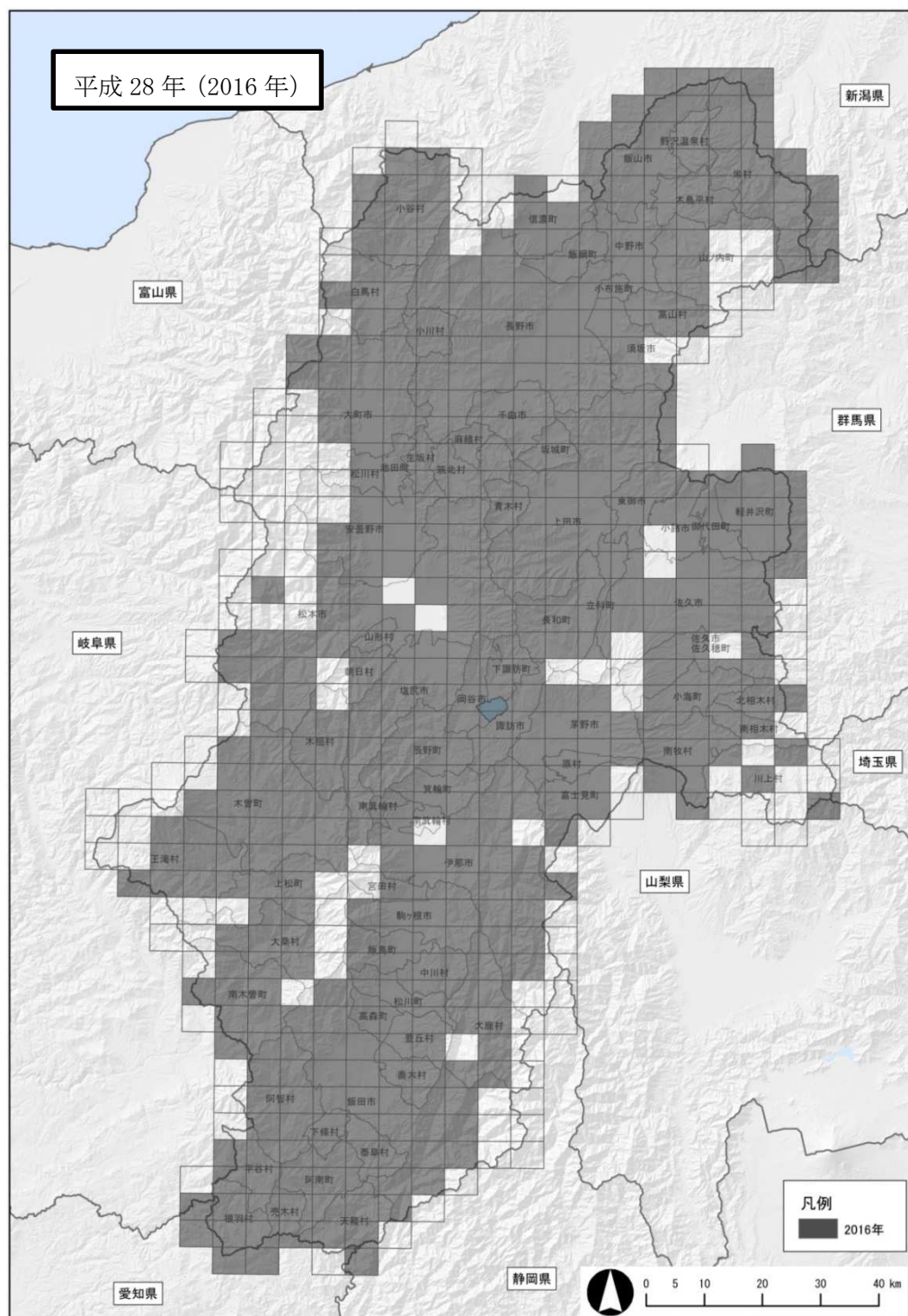


図 1 県内のイノシシの分布

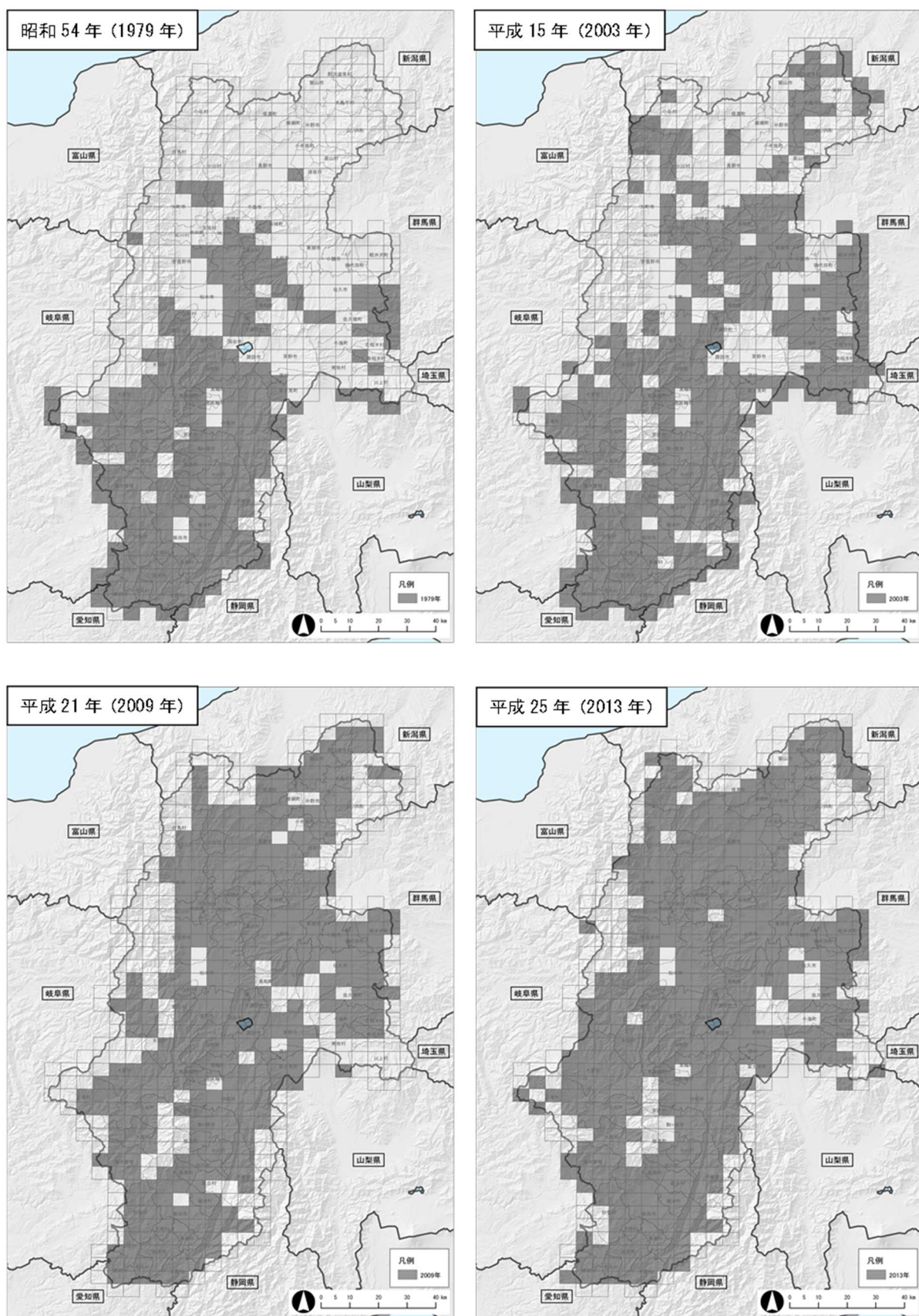


図 2 県内のイノシシの分布の推移

(2) 第2期（前期）計画時との分布の比較

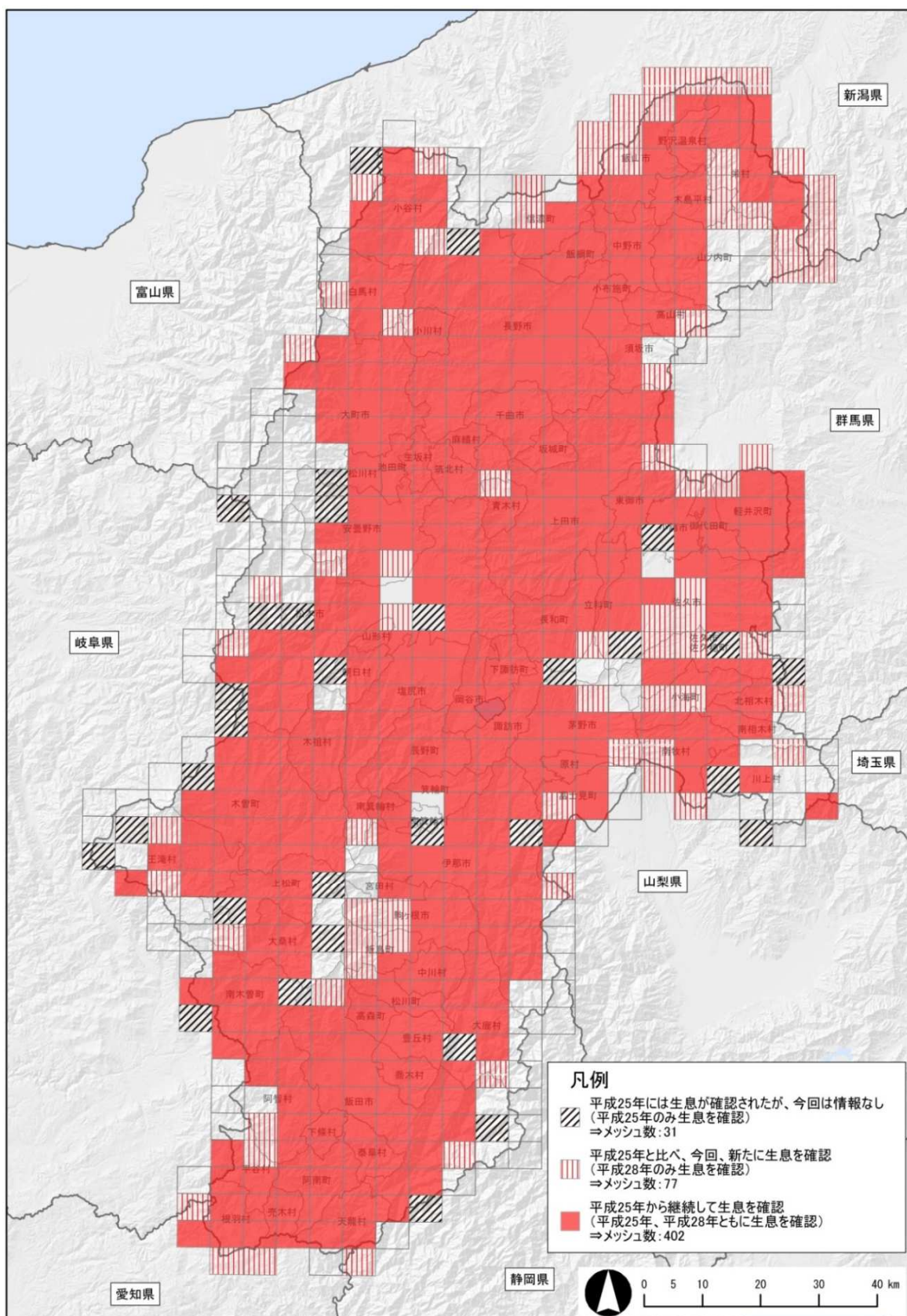


図3 分布状況（平成25年と平成28年の比較）

※平成28年度のアンケート調査結果、出猟カレンダー集計より作成

※参考

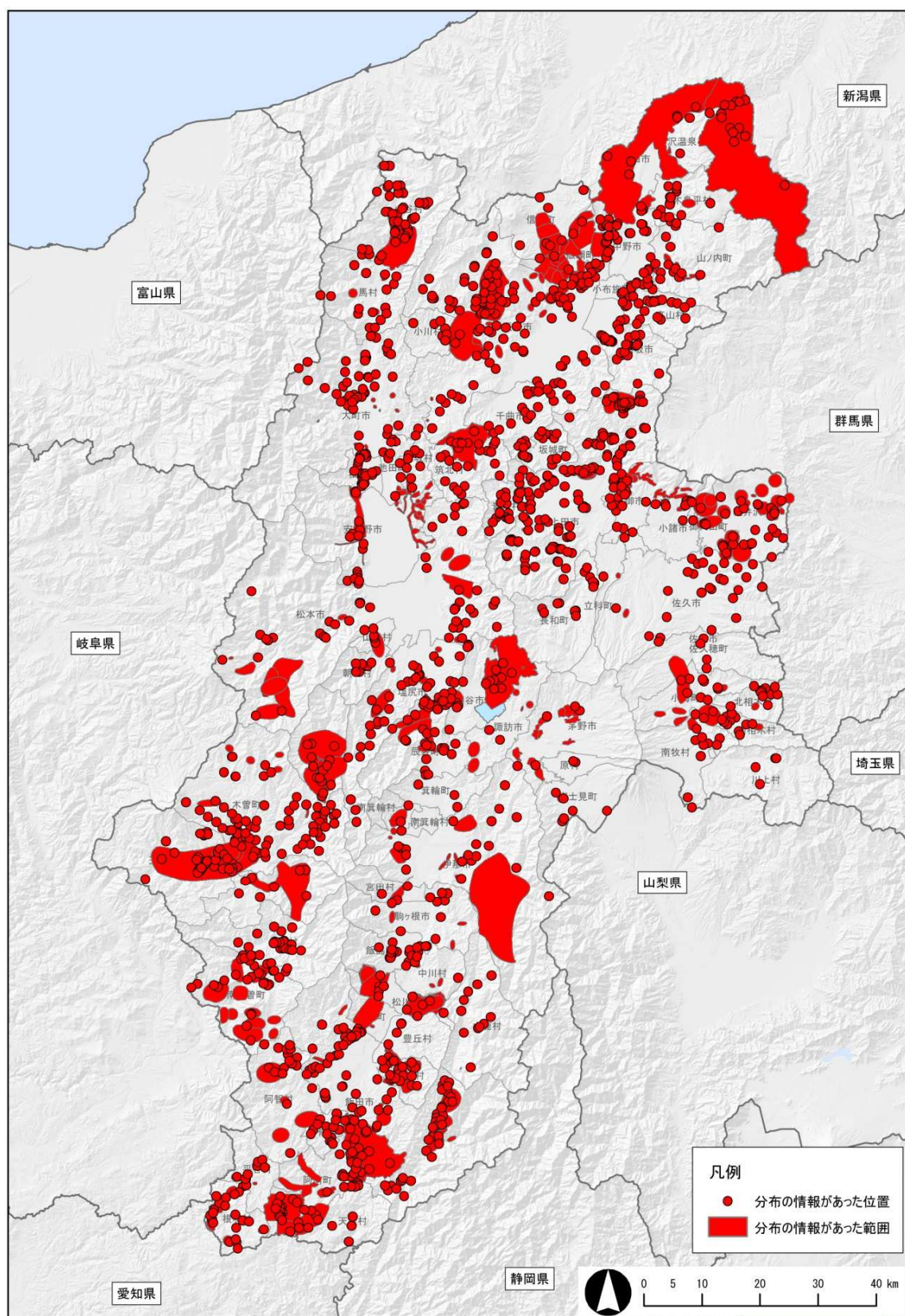


図4 アンケートにより収集された生息情報

2 隣接県におけるイノシシの生息状況

長野県に隣接する 8 県におけるイノシシの生息状況及び第二種特定鳥獣管理計画の策定状況について以下に示す。

なお、第二種特定鳥獣管理計画はすべての県において策定されている。

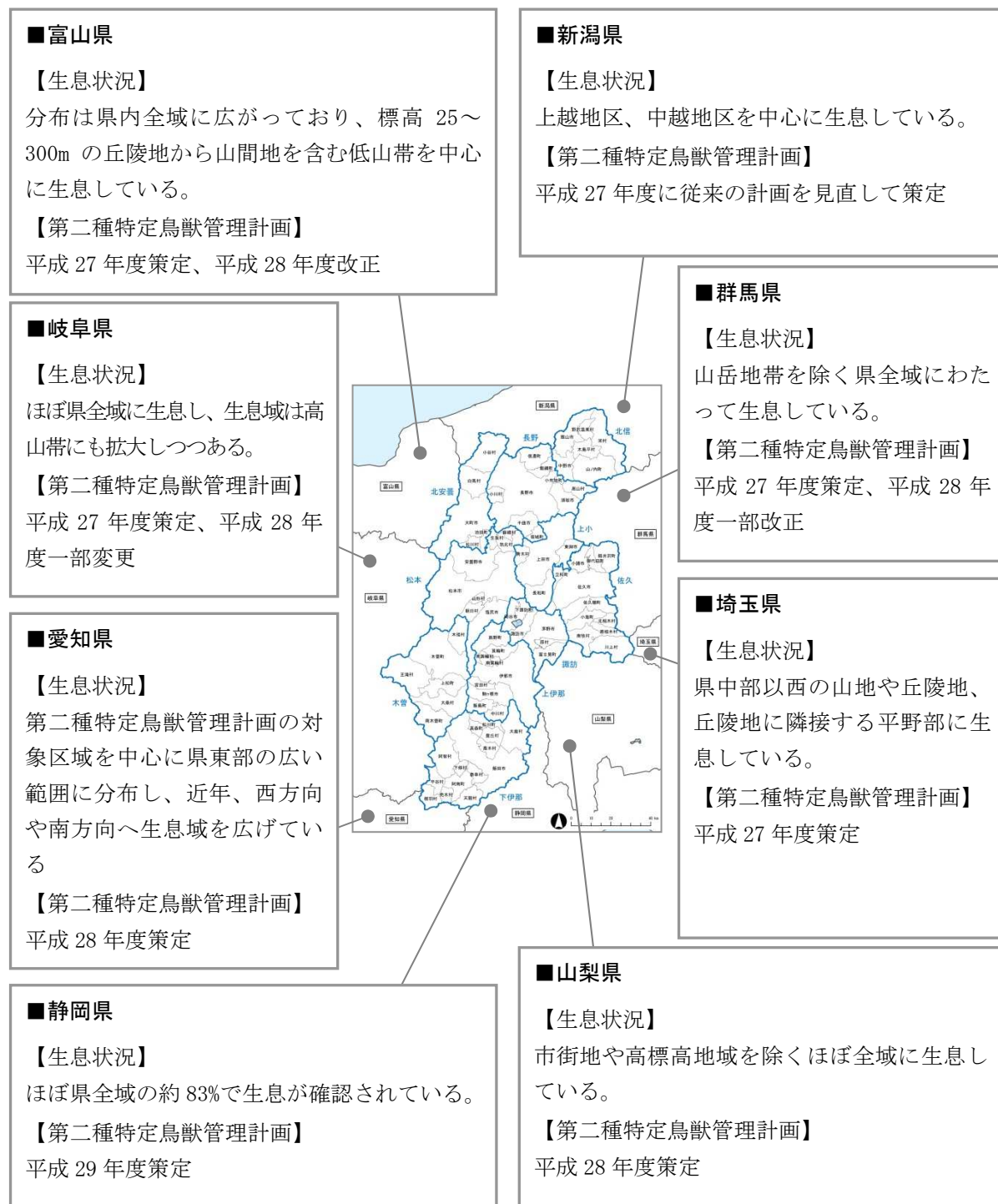


図 5 隣接県の状況（生息及び特定鳥獣保護管理計画）

3 長野県のイノシシによる被害状況の変化等

(1) 被害分布の変化

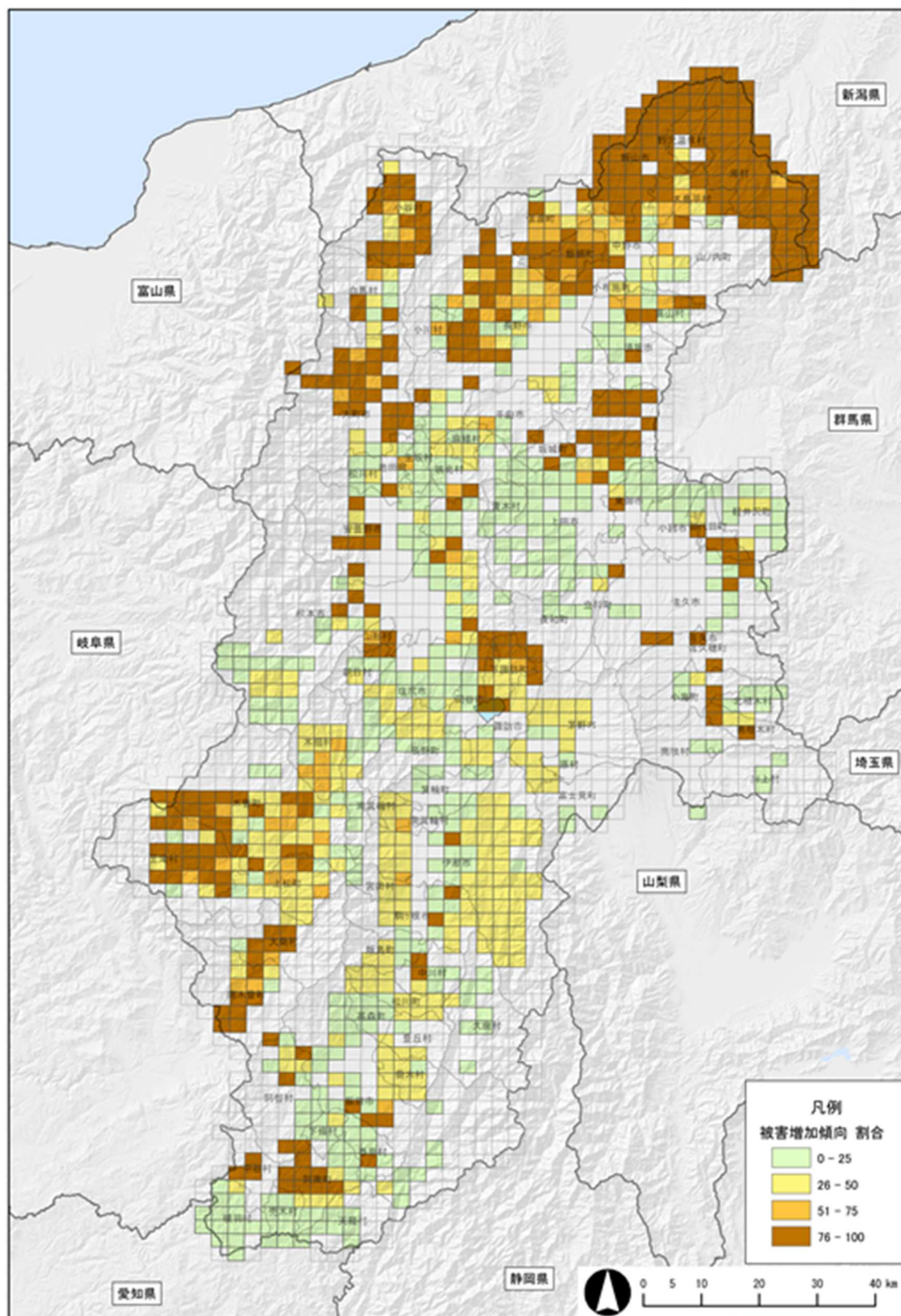


図6 5年前と比較した被害発生の増減（平成28年作図）

(2) 大規模な猪垣の分布跡

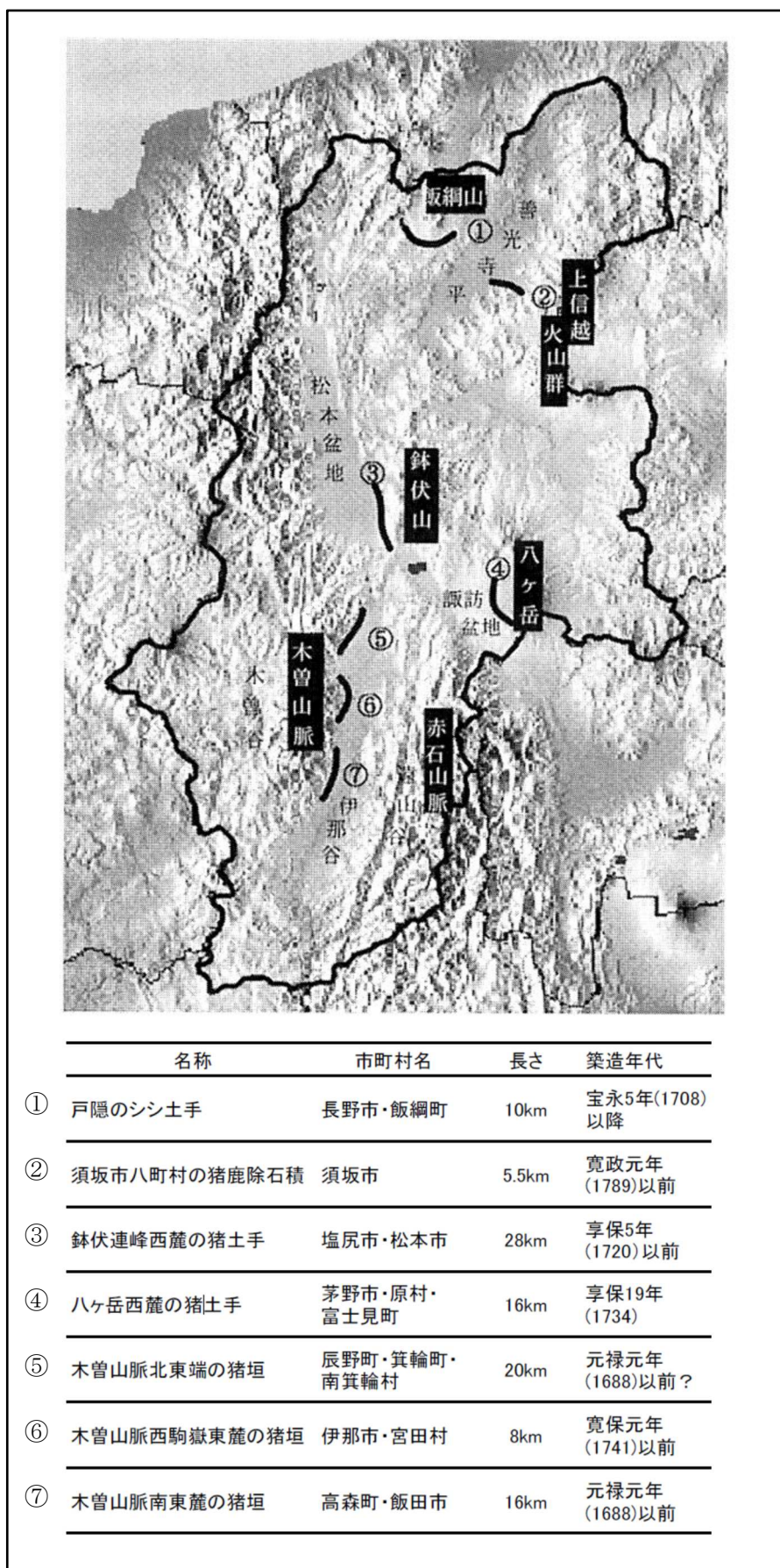


図7 県内の大規模な猪垣跡（浦山佳恵, 1999：長野県自然保護研究所紀要第2巻）

4 農林業被害額の状況

農林業の被害金額については、いずれの地域においても平成 22 年度以降は減少傾向となっている。

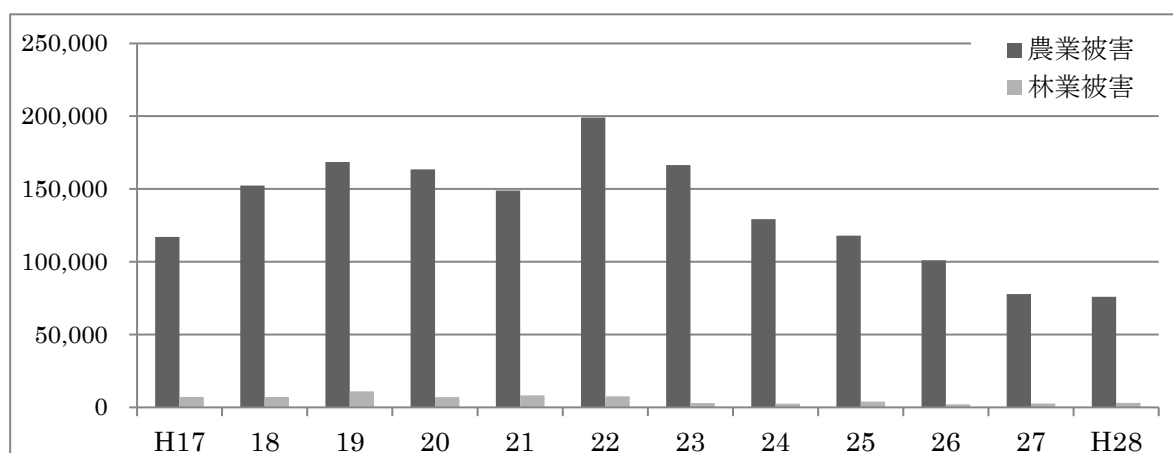


図 8 農林業被害額の推移 (単位：千円)

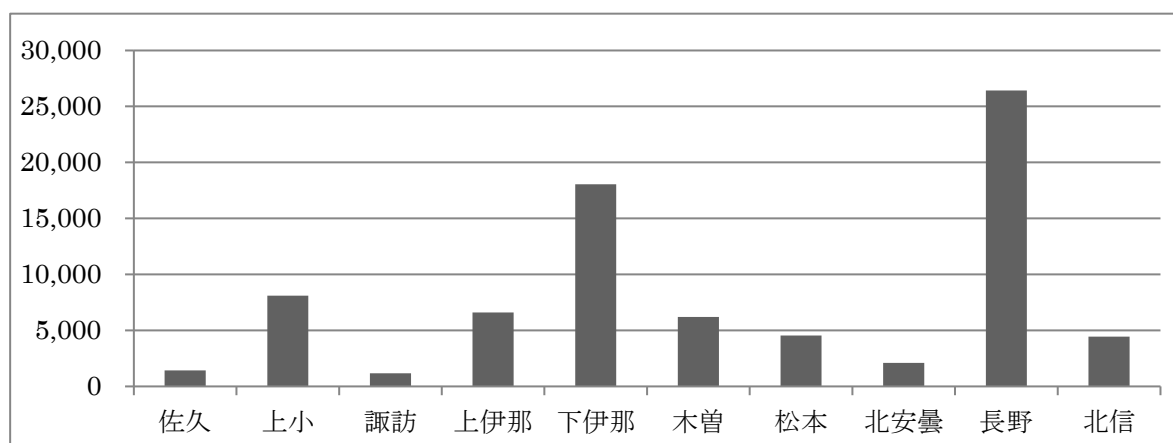


図 9 平成 28 年度農林業被害額 (単位：千円)

※ 農林業被害額は長野県が行っている「農林業被害額調査」の集計結果によるものであり、以下により調査を実施。

表 1 調査の方法・項目・対象

区分	調査方法	調査項目	被害額算出対象
農業被害額	各市町村が JA 等関係団体や農家からの聞き取り及び報告により、被害額とりまとめを実施。	・被害面積 ・被害量 ・被害額	・農作物 (稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸農作物、その他)
林業被害額	各市町村が森林組合等へ被害区分・被害量を聞き取り、被害額を算出。	・被害面積 ・被害金額 ・被害材積 ・被害時期	・林木 ・特用林産物

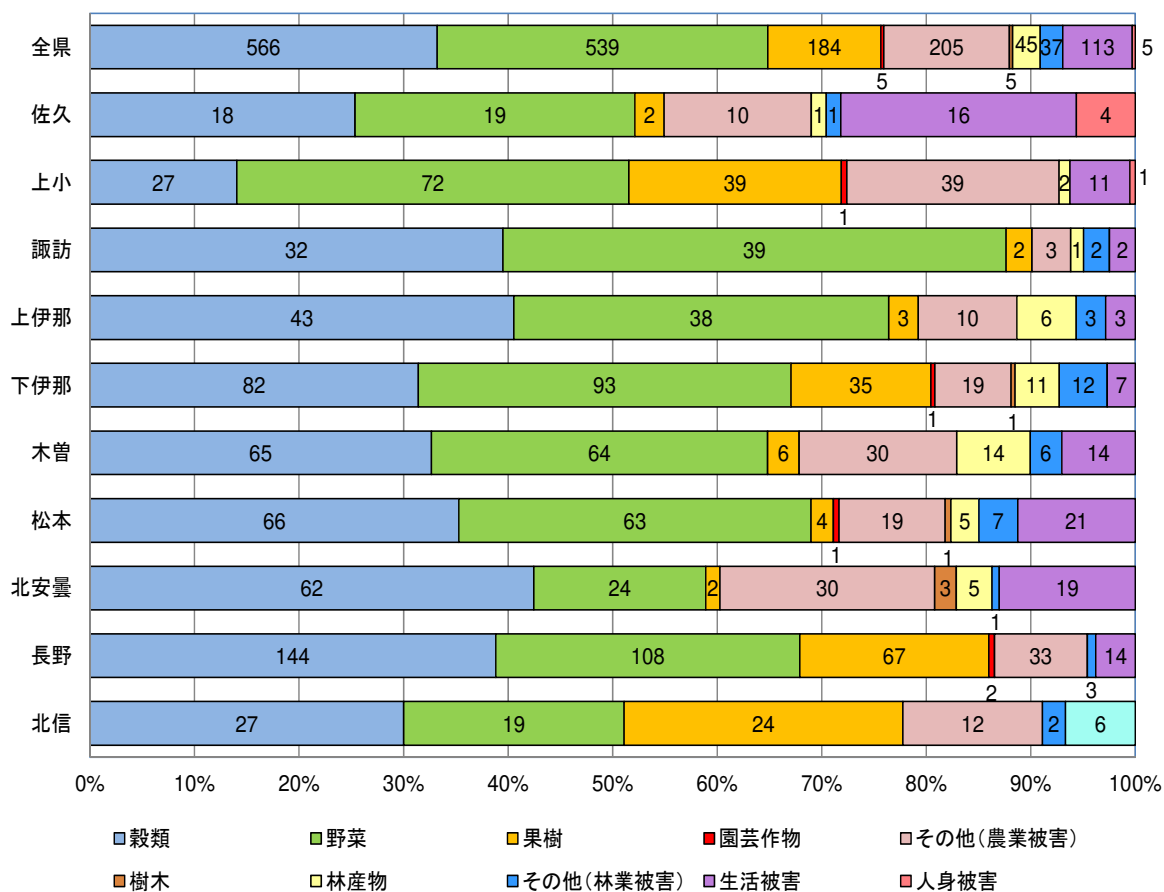


図 10 地域ごとの被害農林作物等の割合 (H28 実施アンケートより)

※数値はアンケートに対する回答数 (N=1,704)

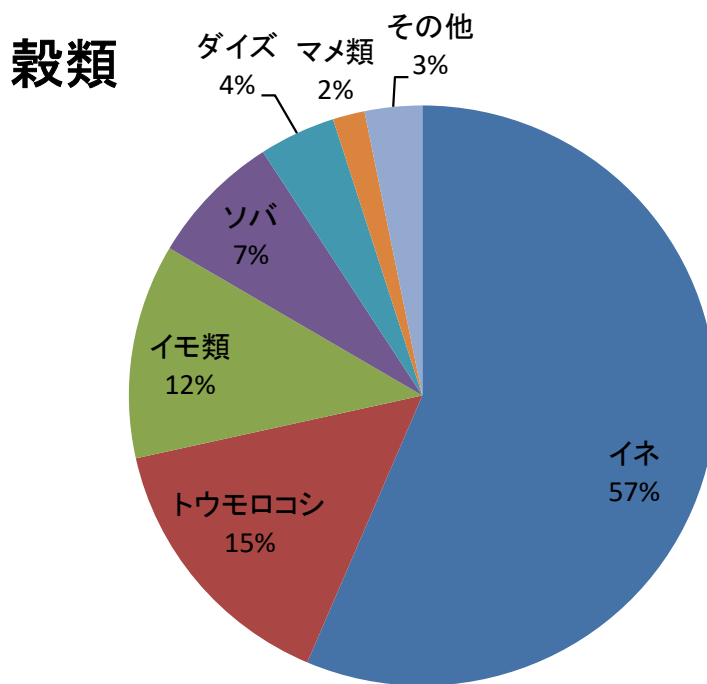


図 11-1 農作物区分ごとの被害内訳 (割合)

野菜

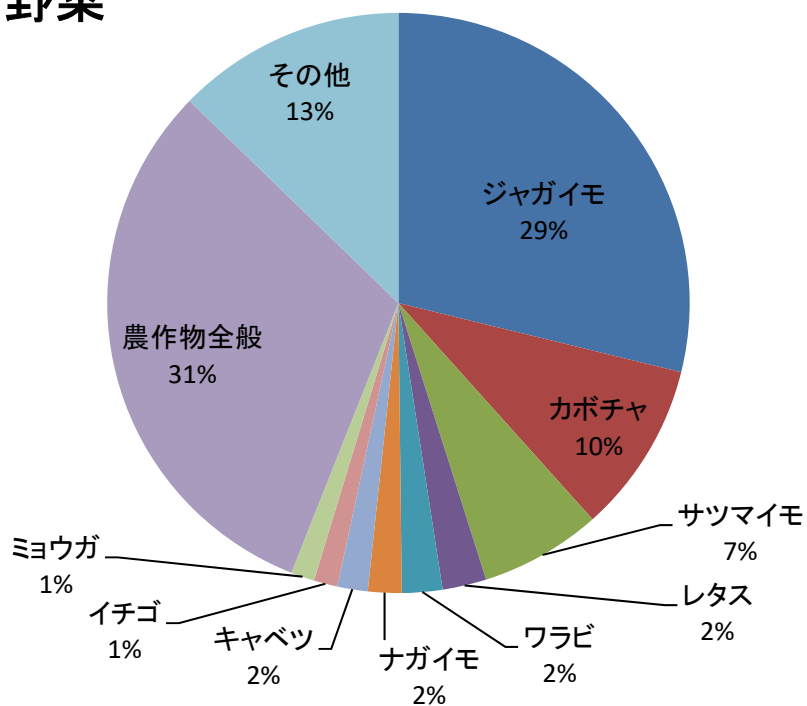


図 11－2 農作物区分ごとの被害内訳（割合）

果樹

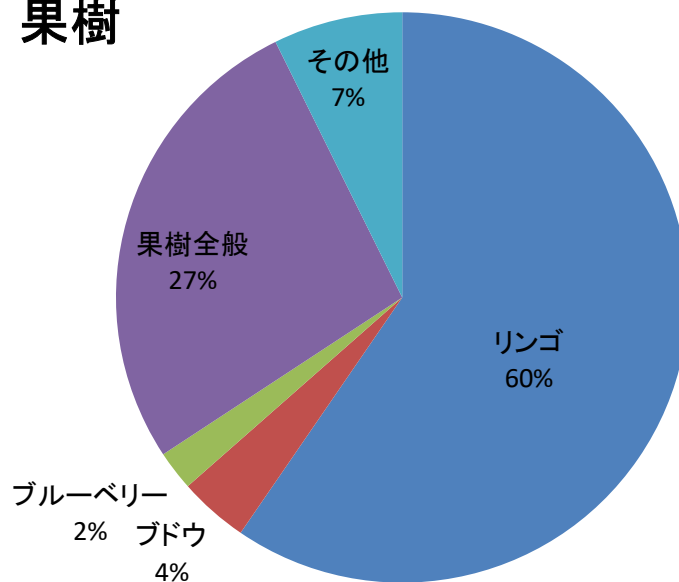


図 11－3 農作物区分ごとの被害内訳（割合）

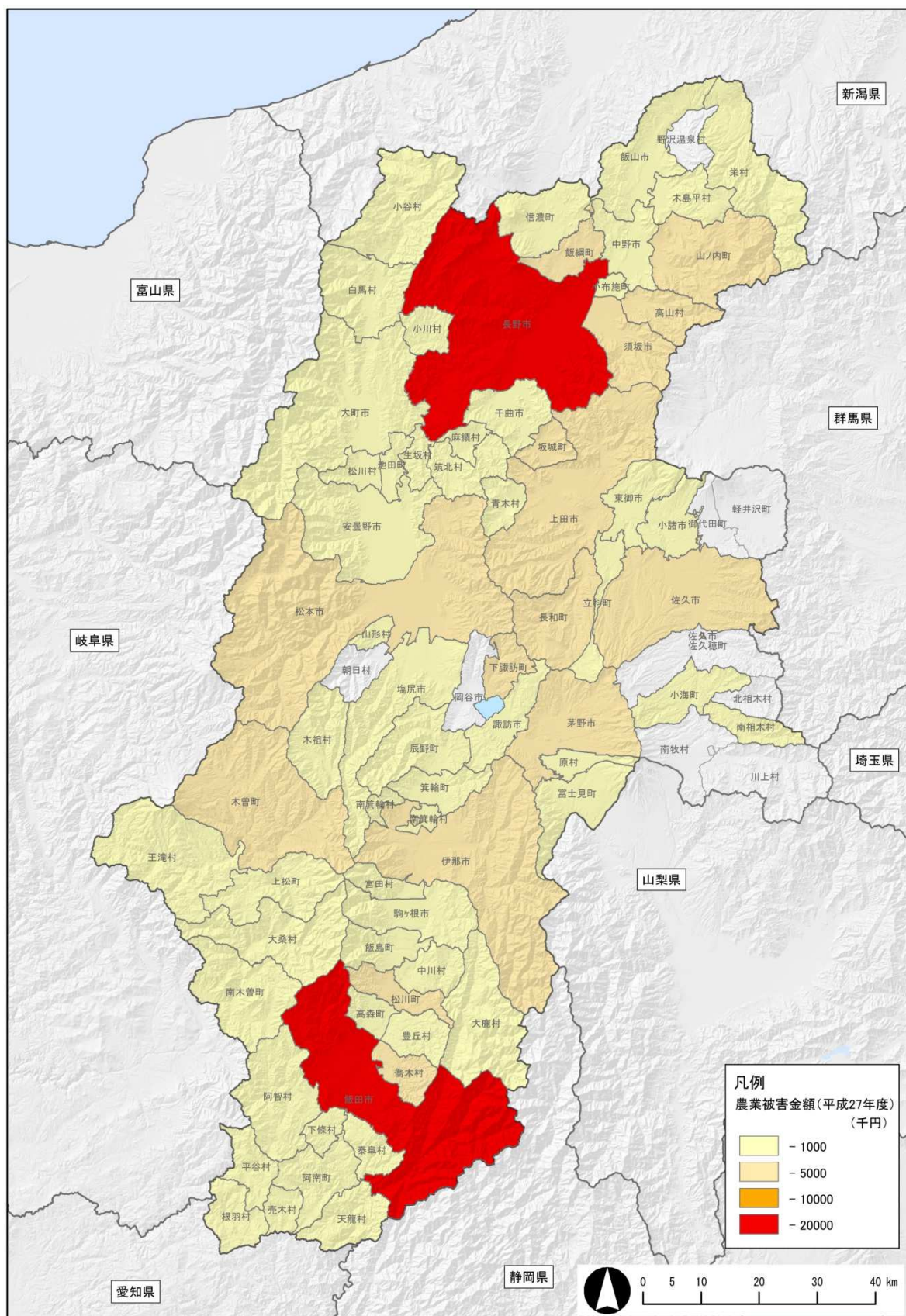


図 12 市町村別被害金額（平成 27 年度）

表2 地域（10の地域振興局エリア）ごとの農林産物被害発生状況

地域	被害内容
佐久	・佐久市や北佐久郡の町村で農作物被害が発生しているのに対して、南佐久郡の町村には、農作物被害が報告されていない町村がある。
上田	・全域で農作物被害が発生しており、上田市の被害金額が大きい。
諏訪	・岡谷市を除いて農作物被害が発生しており、下諏訪町で被害金額が特に大きい。 ・諏訪市では林産物被害も発生している。
上伊那	・全域で農作物被害が発生しており、伊那市の被害金額が特に大きい。 ・辰野町、伊那市では林産物被害も発生している。
南信州	・全域で農作物被害が発生しており、飯田市の被害金額が特に大きい。 ・喬木村では林産物被害も発生している。
木曽	・全域で農作物被害が発生しており、木曽町の被害金額が大きい。 ・上松町、大桑村では林産物被害も発生している。
松本	・朝日村を除いて、農作物被害が発生しており、松本市の被害金額が大きい。
北アルプス	・全域で農作物被害が発生している。 ・池田町では林産物被害も発生している。
長野	・全域で農作物被害が発生しており、長野市の被害金額が特に大きい。
北信	・野沢温泉村を除き農作物被害が発生しており、山ノ内町の被害金額が大きい。

5 対策の効果と課題

(1) 被害対策方法ごとの効果と課題は以下のとおり。

表3 対策方法別の効果と課題

方法	効果	課題
被害防除 (侵入防止柵の設置)	・トタン柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵を各地の現地状況により選択され、設置された。これにより、農地への侵入が防がれ、被害が減少した地域がある。	・設置後のメンテナンスを行わないと、破損部、隙間部分等から突破され、侵入されてしまう。 ・周辺の緩衝帯整備が不十分だと効果が現れにくい。 ・地形や道路、河川等の状況に応じて設置しなければ、効果が低くなる。特に、道路、河川を横切らざるを得ない部分（開口部）の対策が課題。
捕獲	・被害地及びその周辺において加害個体を中心に捕獲を実施することで被害は軽減される	・猟友会員の高齢化により、捕獲従事者が不足している。 ・民家周辺で出沒した際、捕獲が困難である。 ・捕獲しても、時間経過とともに被害が再発する。
生息環境 (緩衝帯の整備、誘引要因の除去)	・イノシシの集落への出沒頻度が減少する。 ・侵入防止柵のメンテナンスがしやすくなる。	・担い手の高齢化や離農者の増加により、果樹や農作物の放棄や取り残しが発生している。また、緩衝帯整備後、継続整備の人手不足がある。 ・離農等による耕作放棄地や、藪が多い河川等も移動ルートとなっているので被害情報マップを活用し、関係者と情報を共有して取り組む必要がある。

(2) 防除対策の状況

表4 イノシシ防除にかかる進入防止策の主な種類

防護柵	資材の特徴と価格	囲い方などのポイント	野生獣の侵入防止効果
トタン板	幅 80cm 以上のトタン板（目隠効果）200 円～500 円/m 程度	主にイノシシに対して用いる。隙間を作らないように設置。	イノシシ：○ シカ：× サル：×
金網フェンス	野生獣に押し広げられにくいように 10cm 以下の目合がよい。200 円～1,200 円/m 程度	対象獣に応じた柵の高さ、設置面の処理が必要。	イノシシ：◎ シカ：◎ サル：×
ワイヤーメッシュ	イノシシ用は、径 5mm 以上の鉄棒で、目合いは 10cm 以下（幼獣の侵入防止）のメッシュがよい。250 円～500 円/m 程度	主にイノシシ用に用いる。上部を折り返すと侵入防止効果が高い。またシカを防ぐには 2m の高さが必要。	イノシシ：◎ シカ：○ サル：×
ネット	イノシシ、シカは金属線を編み込んだ獣害専用ネット（目合いは 10cm 以下、シカと併用する場合は 5 cm 以下）が効果的。	侵入方向にネットを垂らしてイノシシ、シカの侵入防止を図る。	イノシシ：○ シカ：○
電気柵（電線型）	アルミ線、針金、あるいは金属線を編み込んだロープなどを使用。250 円～1,000 円/m 程度	漏電防止のため防護柵の中では最も除草に手間がかかる。	イノシシ：◎ シカ：◎
電気柵（ネット型）	通電性（金属線などを編みこんだ）ネット、金属フェンス等との併用型。1,000 円～3,000 円程度	主にサルに対して用いる。管理は同上。	イノシシ：◎ シカ：◎ サル：◎

※各防護柵の特徴（野生鳥獣被害防止マニュアルー実践編ー 2007 より抜粋 一部修正）

(ア) トタン柵

イノシシには1.2mの柵を乗り越えるジャンプ力と、50～60kgの重さのものを押しのける力があり、トタン板の強度や形状では物理的に遮断はできないが、目隠し効果により一定の効果を発揮すること、比較的安価で設置も手軽なことから県下各地で導入されている。

なお、隙間があるとそこを破壊して侵入するケースがある。

(イ) ワイヤメッシュ柵

トタン柵よりは高価だが、強度があること、高さが確保できることから導入されている地域が増えてきている。

上部を外側に折り返して高さを誤認させることにより効果を高めた「忍び返し柵」の導入も始まっている。

なお、目隠し効果がないため、執着の高い農地では繰り返しのアタックにより破壊される危険性もある。

(ウ) 電気柵

電気ショックにより侵入を阻止するものであり、イノシシの場合、柵を登る能力がないため3～4本の電線による簡易柵で効果を発揮し、比較的安価であることから各地で導入されている。

一方で、管理不足による漏電等で効果を発揮しない柵、能力的に十分な電圧が確保できない粗悪品の柵等も見受けられ、「電気柵は効かない」という誤解の元になっている。



トタン柵



ワイヤメッシュ柵



電気柵

表5 県下における進入防止柵の設置状況

年度	実施市町村数	設置延長(m)	累計延長(m)
平成17年度	20	44,398	44,398
平成18年度	17	45,202	89,600
平成19年度	20	103,133	192,733
平成20年度	36	139,728	332,461
平成21年度	25	242,621	575,082
平成22年度	26	109,555	684,637
平成23年度	48	391,188	1,075,825
平成24年度	62	410,992	1,486,817
平成25年度	31	174,104	1,660,921
平成26年度	21	83,640	1,744,561
平成27年度	25	79,225	1,823,786
平成28年度	25	57,673	1,881,459

※国庫・県単事業に限る

表6 地域ごとの柵設置延長の推移

地域	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	実施市町村数	設置延長(m)	実施市町村数	設置延長(m)	実施市町村数	設置延長(m)
佐久	4	23,812	1	1,800	1	4,200
上小	3	20,672	1	3,000	1	2,750
諏訪	2	3,667	4	7,027	4	6,806
上伊	0	0	2	7,757	2	5,837
下伊	0	0	5	21,164	3	10,790
木曽	0	0	0	0	1	600
松本	4	11,774	2	8,420	3	12,009
北安	3	10,720	3	15,694	3	6,037
長野	4	12,995	5	11,442	5	6,518
北信	0	0	2	2,969	2	2,126

※国庫・県単事業に限る

(3) 捕獲対策の状況

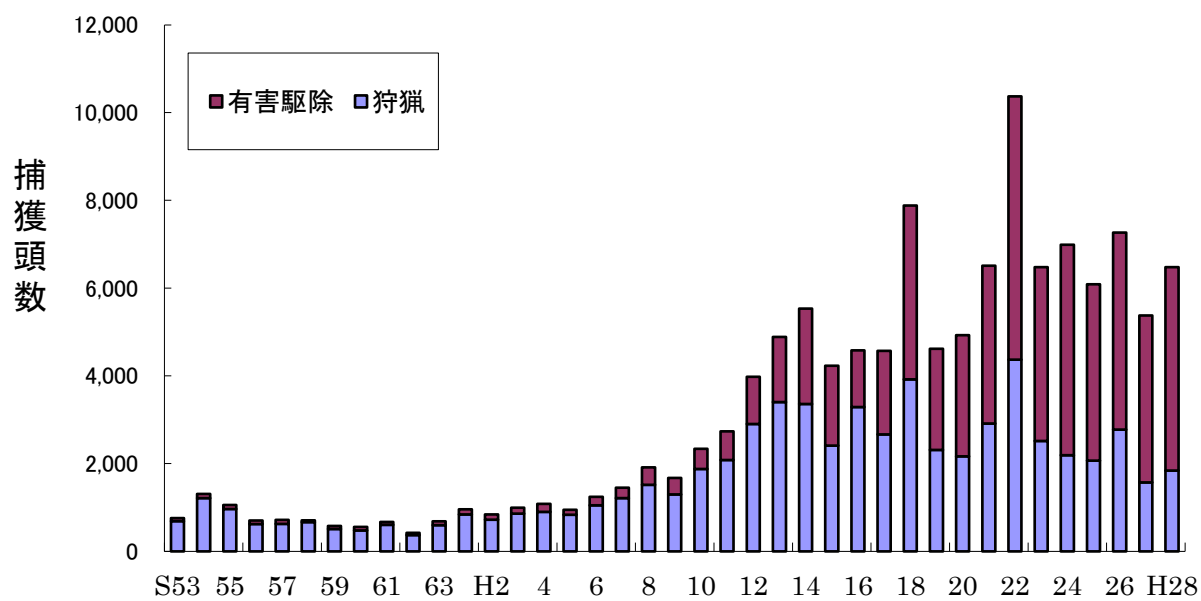


図 13 捕獲の推移

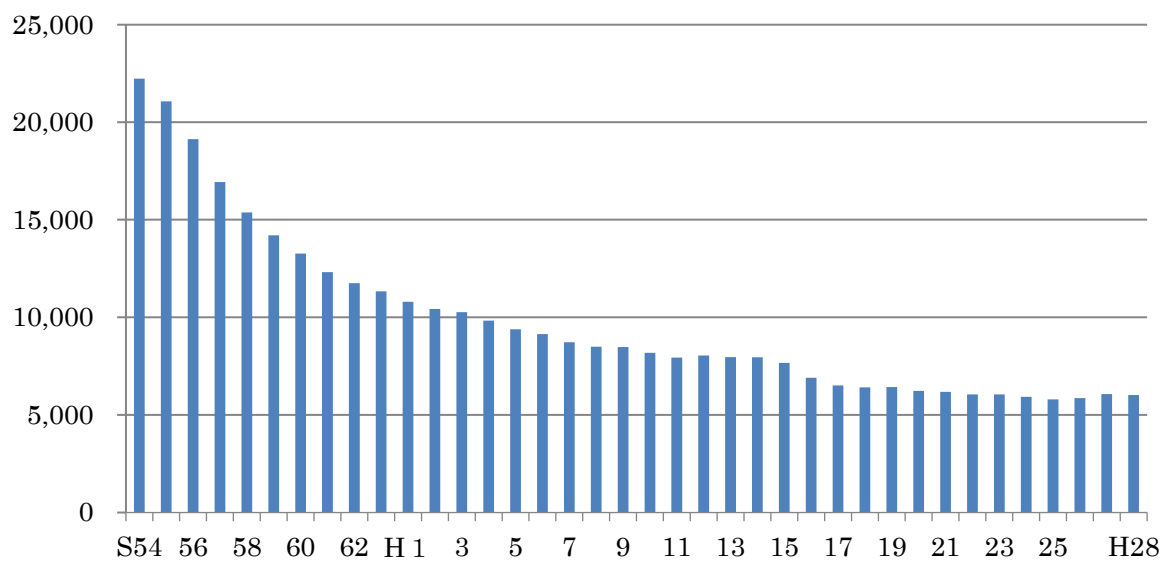


図 14 狩猟者登録数の推移 単位：件

表 7 狩猟者登録数に占める 60 歳以上の割合

年度	狩猟登録者数	
		60 歳以上の割合 (%)
H22	6, 046	63. 6
H23	6, 045	65. 6
H24	5, 925	63. 9
H25	5, 788	64. 9
H26	5, 788	65. 1
H27	6, 061	62. 2
H28	6, 017	60. 1

6 被害情報マップの作成

表 8 被害情報マップへの記載事項等

記載する情報	①生息情報：目撃位置、目撃時期 ②加害情報：加害位置、加害対象、加害の時期 ③防除情報：柵、追い払い等の実施位置 ④捕獲情報：捕獲位置、捕獲方法、捕獲頭数、捕獲の内訳 ⑤その他：餌やりが行われている場所、廃果置き場 等
情報の把握 方法例	①苦情等の集計 ②住民等からの聞き取り ③アンケート ④現地調査等

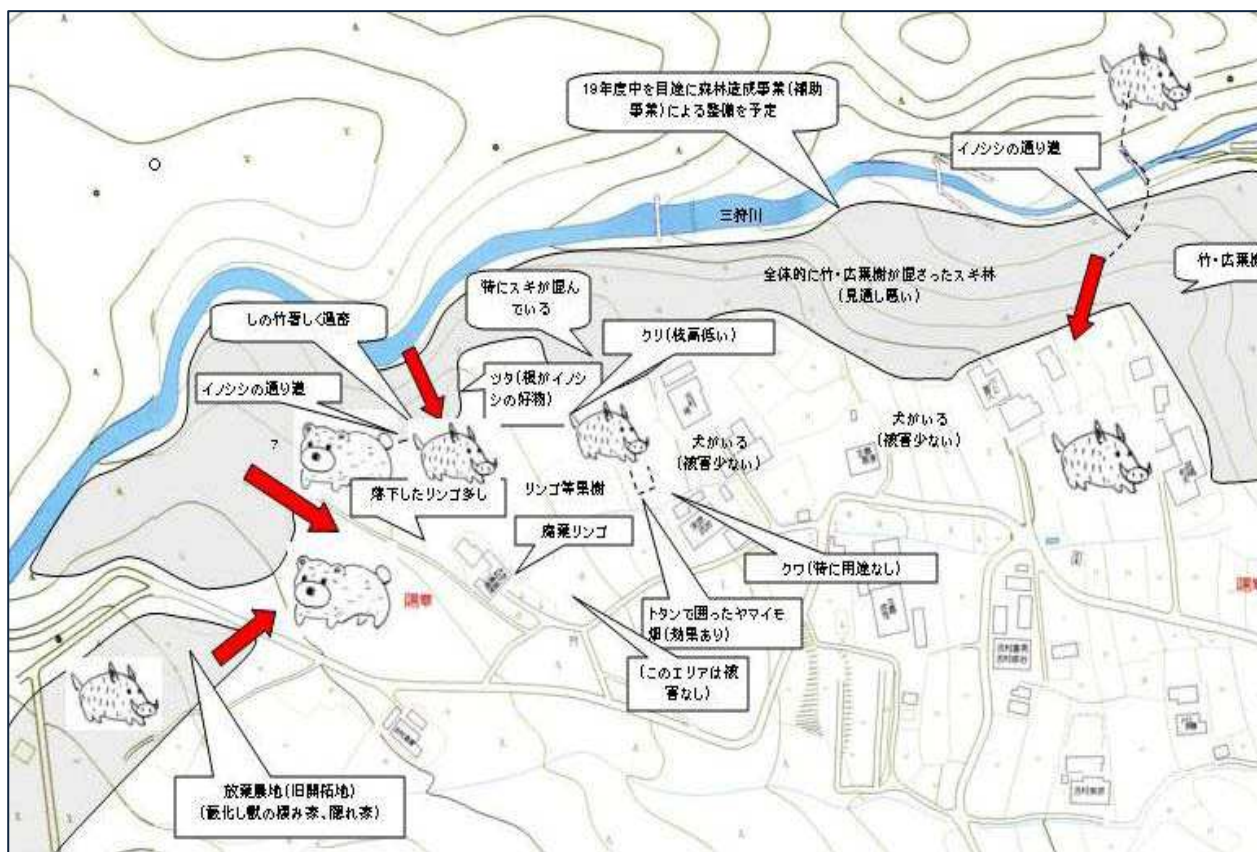


表9 マップ作成に使用したデータ

マップ名	使用データ	
	平成 25 年度調査	今回の調査（平成 28 年度）
県内のイノシシの分布、分布の推移 (P20 図1 P21 図2)	・アンケート調査 ・捕獲調査票集計 ・聞き取り調査	・アンケート調査 ・捕獲調査票集計 ・聞き取り調査
分布状況（平成25年と平成28年の比較） (P22図3)	・アンケート調査 ・聞き取り調査	・アンケート調査 ・聞き取り調査
5年前と比較した被害発生 の増減 (P25 図6)	・アンケート調査	・アンケート調査
市町村別被害額（平成27年度） (P30 図12)	・市町村ごとの被害額、被害面積に関する統計データ	・市町村ごとの被害額、被害面積に関する統計データ

参考資料 アンケート調査票

～～～長野県内のイノシシ生息状況調査に係るアンケート調査用紙～～～

所属

氏名

イノシシの生息状況や被害状況に関するアンケートへのご協力をお願いします。お寄せいただいた情報は、イノシシの特定鳥獣管理計画の策定にあたっての基礎情報として活用します。
以下の項目について、イノシシに関する目撃及び被害情報をご記入ください。

1. 管内で、最近一年間に野生のイノシシの生息を確認しましたか。
(ご自分で見ただけでなく、人から聞いた、被害があった場合も含めてください。)
(下のどちらかに丸をつけて下さい)

1 見た、聞いた、痕跡があった 2) 見ていない、聞いていない

2. 管内で、最近一年間にイノシシによる被害がありましたか。
(下のどちらかに丸をつけて下さい)

1) 被害があった 2) 被害はない 3) わからない

3. イノシシを確認した、あるいは被害があった地区ごとに、下の表についてご記入ください。

表の記入例を参考にご記入ください。番号ごとに同封した地図への位置の記入をお願いします。

4. その他、お気づきのことがありましたら、ご記入ください。

No.	確認場所 (地区名など)	調査方法 (丸をつける)	被害の有無	被害種別 (丸をつける)	被害作物・ 被害内容	確認時期	初めて出没を 確認した年代	5年前と比べ 目撃や被害発生頻 度の比較	これまで実施した対策	その他特記事項
		1) 目撃 2) 人からの情報 3) 食痕・足跡等	1) あり 2) なし	1) 農作物 2) 林産物 3) 生活被害 4) 人身被害 ※複数回答可		1) 春(3～5月) 2) 夏(6～8月) 3) 秋(9～11月) 4) 冬(12～2月) ※複数回答可	1) 1年以内 2) 1～4年前 3) 5年以上前	1) 減少した 2) 変わらない 3) 増加した	1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明)	
例1	〇〇市〇〇地区 ▲集落	1) 2) ③	① 2)	① 2) 3) 4)	トウモロコシ、 キャベツ	1 ② 3) 4)	1) 2) ③	1) 2) ③	1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明)	爆音機を実施するが効果なし
①		1) 2) 3)	1) 2)	1) 2) 3) 4)		1) 2) 3) 4)	1) 2) 3)	1) 2) 3)	1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明)	
②		1) 2) 3)	1) 2)	1) 2) 3) 4)		1) 2) 3) 4)	1) 2) 3)	1) 2) 3)	1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明)	
③		1) 2) 3)	1) 2)	1) 2) 3) 4)		1) 2) 3) 4)	1) 2) 3)	1) 2) 3)	1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明)	
④		1) 2) 3)	1) 2)	1) 2) 3) 4)		1) 2) 3) 4)	1) 2) 3)	1) 2) 3)	1) 捕獲 (頭) 不明の場合空欄 2) 電気柵 (効果: 有 無 不明) 3) 金網柵 (効果: 有 無 不明) 4) ネット柵 (効果: 有 無 不明) 5) 藪払い (効果: 有 無 不明)	

この番号ごとに、位置もしくは範囲を同封の地図に赤色のペンでご記入をお願いします。

⇒ 書ききれない場合は、裏面をご利用ください。

◆ご協力ありがとうございました。この用紙および地図を 平成28年12月22日(木) までに同封の封筒に入れて返送をお願いします。◆

アンケートについてのお問い合わせは、長野県林務部鳥獣対策・ジビエ振興室(TEL:026-235-7273)までお願いします。
また、ご回答の内容については、本調査の分析を受託している(株)環境アセスメントセンターから照会をさせていただきます場合がありますので、よろしくお願いします。

おもてに書ききれない場合、以下にご記入ください。

銃猟

長野県ニホンジカ・イノシシ 捕獲記録表

【記入上の留意事項】

- 許可捕獲の実施に際して記録をお願いします。
- メッシュ番号は、長野県鳥獣保護区等位置図を参照し、数字を記入してください。
- 目撃や捕獲がなかった場合も、実施日、メッシュ番号を記入してください。
- 目撃数は、メッシュごとに従事者が目撃した頭数について記入してください。
- 捕獲したシカ等は目撃数に加えないでください。
- 従事者から捕獲個体に関する情報提供等があった場合は、備考欄に記入してください。

1 市町村名

2 出猟と捕獲に関する記録

出猟月日	出猟場所 (メッシュ番号)	従事者数	ニホンジカ					イノシシ				備考
			目撃数			捕獲数		目撃数	捕獲数			
			オス	メス	不明	オス	メス		オス	メス	幼獣	
記入例												
H28. 10. 1	182	10	2	3			1		1			シカ 1 頭妊娠

わな猟

長野県ニホンジカ・イノシシ捕獲記録表

【記入上の留意事項】

- 許可捕獲の実施に際して記録をお願いします。
- メッシュ番号は、長野県鳥獣保護区等位置図を参照し、数字を記入してください。
- 見回りの際には、捕獲がなかった場合も、見回り日、メッシュ番号を記入してください。
- 見回りや捕獲個体に関する情報提供等あった場合は備考欄に記入してください。

1 市町村名

2 わな設置に関する記録

番号	設置場所 (メッシュ番号)	設置期間		台数			番号	設置場所 (メッシュ番号)	設置期間		台数		
		開始日	終了日	くくりわな	箱わな	囲いわな			開始日	終了日	くくりわな	箱わな	囲いわな
記入例													
1	106	H28. 6. 1	H28. 7. 31	10	3								
1							11						
2							12						
3							13						
4							14						
5							15						
6							16						
7							17						
8							18						
9							19						
10							20						

同じ地区に架設したものをまとめてください。

3 捕獲に関する記録

捕獲の記録は、捕獲場所ごとでまとめてください。

見回り月日	捕獲場所 （「2わな設置に 関する報告」の番 号を記載）	捕獲数															備考
		くくりわな					箱わな					囲いわな					
		ニホンジカ		イノシシ			ニホンジカ		イノシシ			ニホンジカ		イノシシ			
		オス	メス	オス	メス	幼獣	オス	メス	オス	メス	幼獣	オス	メス	オス	メス	幼獣	
記入例																	
H28. 10. 1	1	1			1		1										シカ 1 頭妊娠

銃猟**長野県ニホンジカ・イノシシ出猟カレンダー****【記入上の留意事項】**

- メッシュ番号は、長野県鳥獣保護区等位置図を参照し、数字を記入してください。
- グループ猟の場合は重複しないようにするため、代表者の方が記入して提出してください。
- 出猟した場合は、目撃や捕獲がなかった場合も、出猟日、メッシュ番号を記入してください。
- 目撃数は、メッシュごとに自分が目撃した頭数について記入してください。
- 捕獲したシカ等は目撃数に加えないでください。
- 出猟や捕獲個体で何か気づいたことは、備考欄に記入してください。

1 捕獲者に関する情報

許可/登録番号		氏名		捕獲区分	☐ 狩猟	☐ 許可捕獲
---------	--	----	--	------	-----------------------------	-------------------------------

※収集した個人情報は、ニホンジカ、イノシシの捕獲状況分析のために使用し、目的外に個人情報を利用する場合は、本人に同意をいただくこととします。

2 出猟と捕獲に関する記録

出猟月日	出猟場所 (メッシュ番号)	同行者数 (自分も含む)	ニホンジカ					イノシシ				備考
			目撃数			捕獲数		目撃数	捕獲数			
			オス	メス	不明	オス	メス		オス	メス	幼獣	
記入例												
H28. 10. 1	182	10	2	3			1		1			シカ 1 頭妊娠

わな猟

長野県ニホンジカ・イノシシ出猟カレンダー

【記入上の留意事項】

- メッシュ番号は、長野県鳥獣保護区等位置図を参照し、数字を記入してください。
- 複数人でわなを管理している場合は、代表者の方が記入して提出してください。
- 見回りの際には、**捕獲がなかった場合も、見回り日、メッシュ番号を記入してください。**
- 見回りや捕獲個体で何か気づいたことは、備考欄に記入してください。

1 捕獲者に関する情報

許可/登録番号		氏名		捕獲区分	☐ 狩猟	☐ 許可捕獲
---------	--	----	--	------	-----------------------------	-------------------------------

※収集した個人情報は、ニホンジカ、イノシシの捕獲状況分析のために使用し、目的外に個人情報を利用する場合は、本人に同意をいただくこととします。

2 わな設置に関する記録

番号	設置場所 (メッシュ番号)	設置期間		台数			番号	設置場所 (メッシュ番号)	設置期間		台数		
		開始日	終了日	くくりわな	箱わな	囲いわな			開始日	終了日	くくりわな	箱わな	囲いわな
記入例													
1	106	H28. 6. 1	H28. 7. 31	10	3								
1							11						
2							12						
3							13						
4							14						
5							15						
6							16						
7							17						
8							18						
9							19						
10							20						

同じ地区に架設したものをまとめてください。

3 捕獲に関する記録

捕獲の記録は、捕獲場所ごとでまとめてください。

見回り月日	捕獲場所 （「2わな設置に 関する報告」の番 号を記載）	捕獲数															備考
		くくりわな					箱わな					囲いわな					
		ニホンジカ		イノシシ			ニホンジカ		イノシシ			ニホンジカ		イノシシ			
		オス	メス	オス	メス	幼獣	オス	メス	オス	メス	幼獣	オス	メス	オス	メス	幼獣	
記入例																	
H28.10.1	1	1			1		1										シカ1頭妊娠